第５期和歌山市障害福祉計画及び
第１期和歌山市障害児福祉計画

平成30年３月
和歌山市

はじめに

「障害者差別解消法」が施行されてから２年が経ち、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務化により社会にも変化が見られるようになりました。本市におきましても、「和歌山市障害者差別解消推進条例」、「和歌山市手話言語条例」を制定し、障害のある人もない人も共に安心して暮らしやすい和歌山市の実現に取り組んでいるところです。

今期計画から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、障害児支援のサービス提供体制の計画的な整備等が義務付けられ、第１期障害児福祉計画を第５期障害福祉計画と一体のものとして新たな計画を策定しました。本計画は、このような制度の変化や前計画での課題への対応を図りながら、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、本市が達成すべき目標とそれを達成するために取り組むべき施策を明らかにしたものです。

本市としましては、和歌山市障害者計画の基本理念である「ともに生き・ともに暮らせるまち　わかやまし」に基づき、更に障害者施策の推進に努めてまいりますので、今後とも皆様方のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の策定にあたり多大なご尽力いただきました和歌山市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、事業所アンケート調査や団体ヒアリング等で貴重なご意見をいただきました皆様方に、厚くお礼申し上げます。

平成３０年３月

和歌山市長　尾花　正啓

目次

第１章　計画策定にあたって……1
　１．計画策定の背景と趣旨……1
　２．法的位置づけ……1
　３．計画の期間……2
　４．他計画との関連性……2
　５．計画の基本理念……3
第２章　障害のある人を取り巻く和歌山市の状況……4
　１．総人口の推移……4
　２．障害者手帳所持者の状況……5
　３．身体障害者手帳所持者の状況……6
　４．療育手帳所持者の状況……8
　５．精神障害者保健福祉手帳所持者等の状況……9
　６．障害児の状況……10
　７．保育所等における配慮や支援が必要な児童の状況……11
　８．市立小・中・義務教育学校における特別支援学級の状況……11
　９．障害のある人の雇用状況……12
　10．特別支援学校（支援学校・ろう・盲）卒業者の進路状況……14
　11．障害支援区分認定者の状況……15
　12．アンケート及びヒアリング調査からの意見……15
　　（１）障害福祉サービス事業所からの意見……15
　　（２）障害者関係団体からの意見……15
　13．課題の整理……16
　　（１）高齢障害者の介護保険サービス利用……16
　　（２）障害のある子どもの支援……17
　　（３）人材の確保・育成……17
第３章　サービス見込量と確保のための方策……18
　１．平成 32 年度の成果目標……18
　　（１）施設入所利用者の地域生活への移行……18
　　（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築……19
　　（３）地域生活支援拠点等の整備……20
　　（４）福祉施設から一般就労への移行等……21
　　（５）障害児支援の提供体制の整備等……22

２．障害福祉サービス等の見込量……24
（１）訪問系サービス……24
（２）日中活動系サービス……29
（３）居住系サービス……35
（４）相談支援……37
（５）障害児支援……39
３．地域生活支援事業の見込量……45
（１）必須事業……45
（２）任意事業……50
（３）中核市実施事業……52
第４章　計画の推進に向けて……53
１．庁内の推進体制……53
２．地域の各種団体との連携……53
３．国・県等との連携……53
４．計画の進行管理……53
資料編……54
１．和歌山市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会条例……54
２．和歌山市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会委員名簿……56

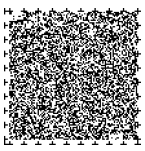

第１章　計画策定にあたって

１．計画策定の背景と趣旨

国においては、平成 18 年４月に障害者自立支援法が施行され、障害の種別にかかわらず、地域生活への移行や就労を進め、福祉や公費医療負担制度などのサービスを一元的に提供する制度となりました。そこでは、障害福祉計画の策定が義務づけられ、市町村はサービスの数値目標を設定し、計画に基づく施策の推進が求められています。

本市では、平成 18 年３月に障害者自立支援法に基づく「第１期和歌山市障害福祉計画（平成 18 年度～平成 20 年度）」を策定し、「ともに生きる福祉のまち　わかやまし」をめざし、障害のある人に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。平成 27 年３月には、平成27年度から平成29年度までの３か年を計画期間とする「第４期和歌山市障害福祉計画」を策定しました。この計画期間において、平成 28 年４月から「障害者差別解消法」が施行され、和歌山市でも「障害者差別解消推進条例」、「手話言語条例」を制定し、障害の有無にかかわらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、共に支えあうまちづくりを推進しているところです。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 30 年４月１日施行）」では、「障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする」と規定され、障害児福祉計画の策定が義務づけられており、本市においては、障害児・者が、能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に実施するため、障害福祉計画と障害児福祉計画を一体的に策定することとしました。

このたび、「第４期和歌山市障害福祉計画」が平成 29 年度をもって終了することから、国・県の動向や本市におけるこれまでの計画の進捗状況、サービス利用の状況等を踏まえ、障害福祉施策の充実に向け、平成 32 年度までの目標及び障害福祉サービス等の見込量などを定めた「第５期和歌山市障害福祉計画及び第１期和歌山市障害児福祉計画」を策定しました。

２．法的位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第１項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定したものであり、計画の最終年度である平成 32 年度の目標及び障害福祉サービス等の見込みについて記載したものです。

３．計画の期間

本計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの３年間を計画期間とします。

また、国の動向にともない計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更があった場合は、適時見直しを行います。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者計画	第４期和歌山市障害者計画					
障害福祉計画	第４期和歌山市障害福祉計画			第５期和歌山市障害福祉計画及び第１期和歌山市障害児福祉計画		
障害児福祉計画						

４．他計画との関連性

本計画は、「和歌山市長期総合計画」の部門別計画として位置づけられるとともに、関連計画である「和歌山市地域福祉計画」「和歌山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「和歌山市子ども・子育て支援事業計画」等の各種計画との整合性を図ったものとします。同時に、上位計画となる国の「障害者基本計画」及び和歌山県の「紀の国障害者プラン」「和歌山県障害福祉計画」を踏まえ策定したところです。

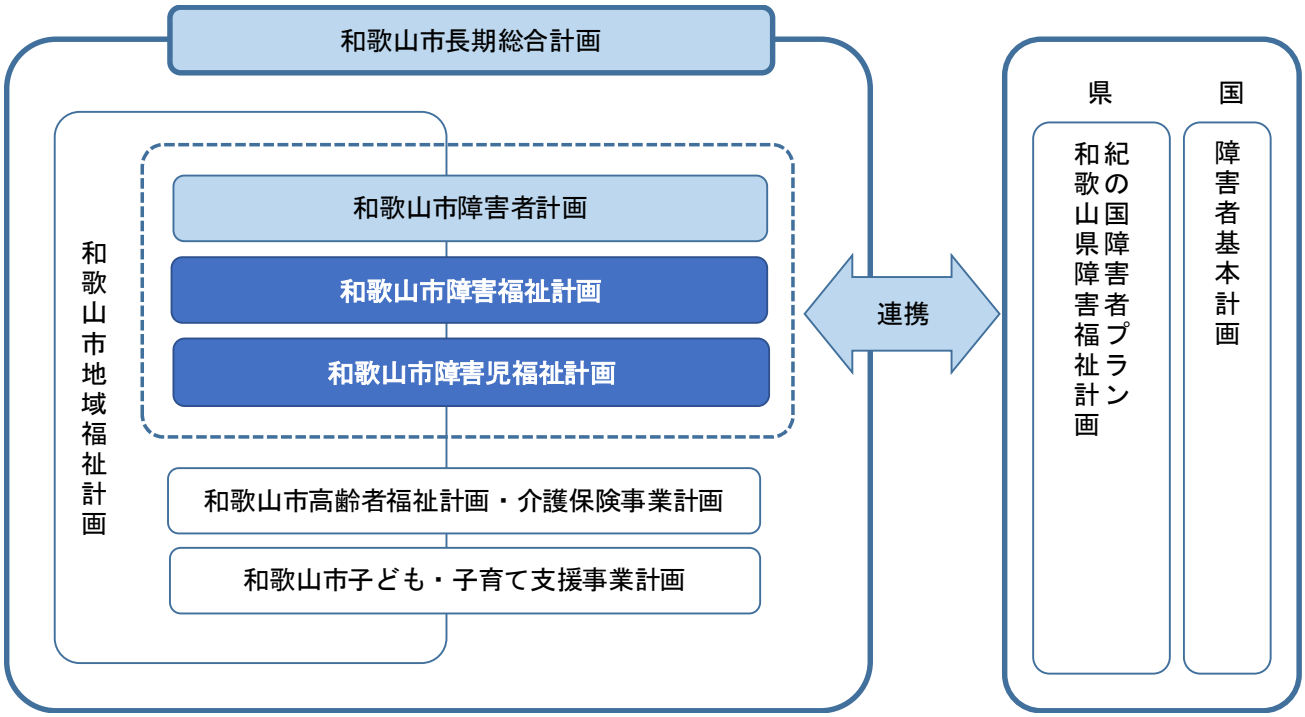

５．計画の基本理念

障害のある人もない人もすべての人がともに生きるひとりの人間として人権が尊重され、一人ひとりが望む生活を主体的に選択できる社会づくりが必要です。

このことは、障害のある人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、人々が自分らしい生き方を選択でき、相互に個性を尊重し合いながら、身近な地域で支え合い・助け合いながら、共生できる社会を実現していくことであると考えます。

また、障害のある人が、自分の住んでいる地域でその人らしく生きていくために、障害者自身がそれぞれに持つ能力や特性に応じて、地域の大切な一個人として、主体性や自主性を確立できることが重要です。

こうした視点に立ち、本計画では和歌山市障害者計画の基本理念を踏襲し、今後も障害や障害のある人に対する理解と人権の尊重を基調におきながら、障害のある人それぞれに応じた自立と社会参加の実現をめざし、計画の基本理念を以下のように定めます。

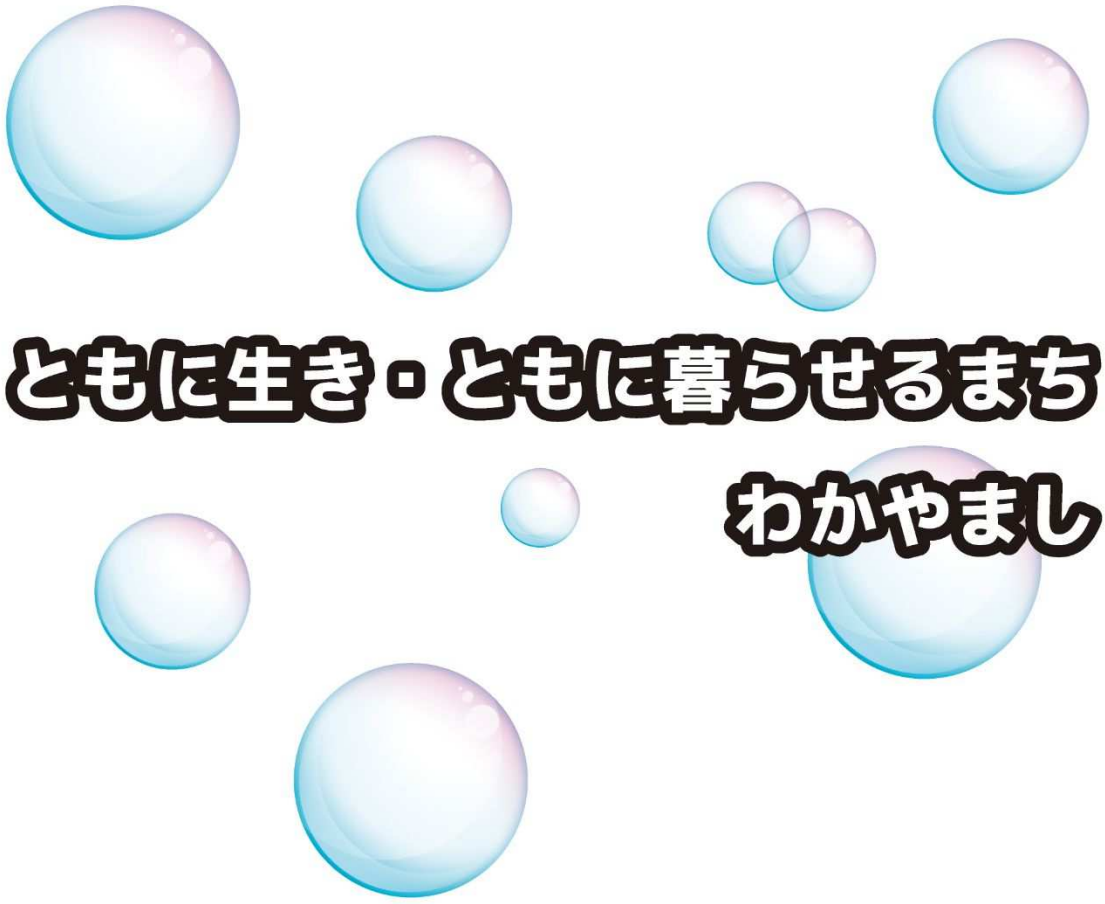

第２章　障害のある人を取り巻く和歌山市の状況

１．総人口の推移

総人口は減少傾向で推移しており、平成２年に 396,553 人であった人口が、平成 27 年には 364,154 人と、この 25 年間で 32,399 人の減少となっています。

また、年齢３区分別人口構成比をみると、年少人口及び生産年齢人口の割合は低下していますが、高齢者人口の割合が上昇し、少子高齢化が急速に進行していることがわかります。

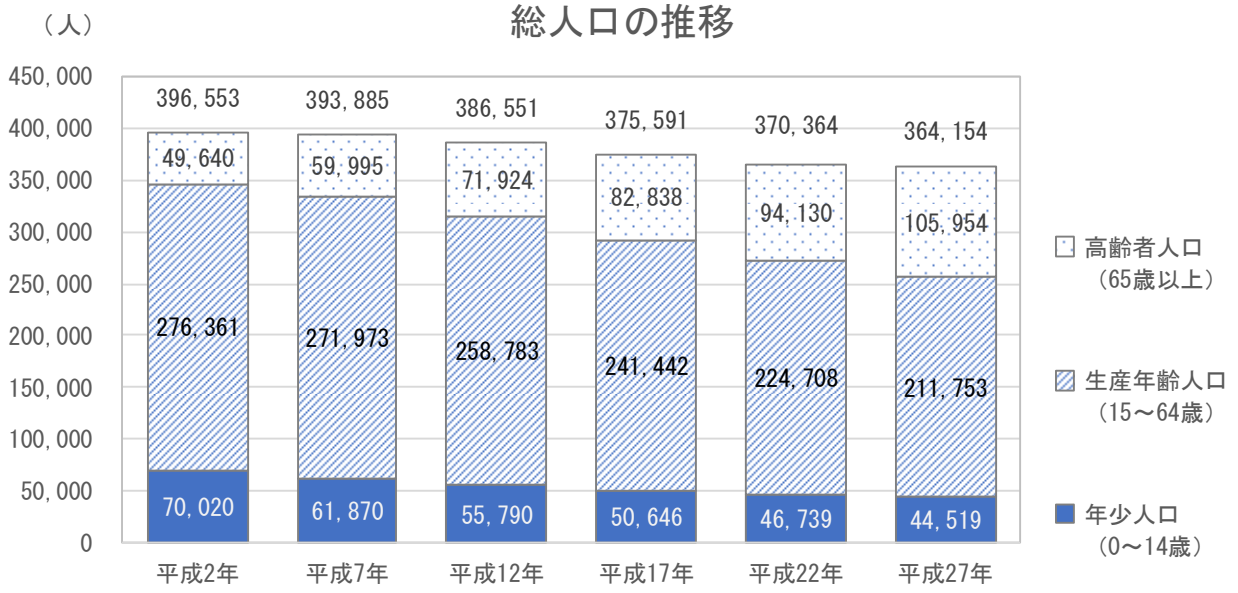

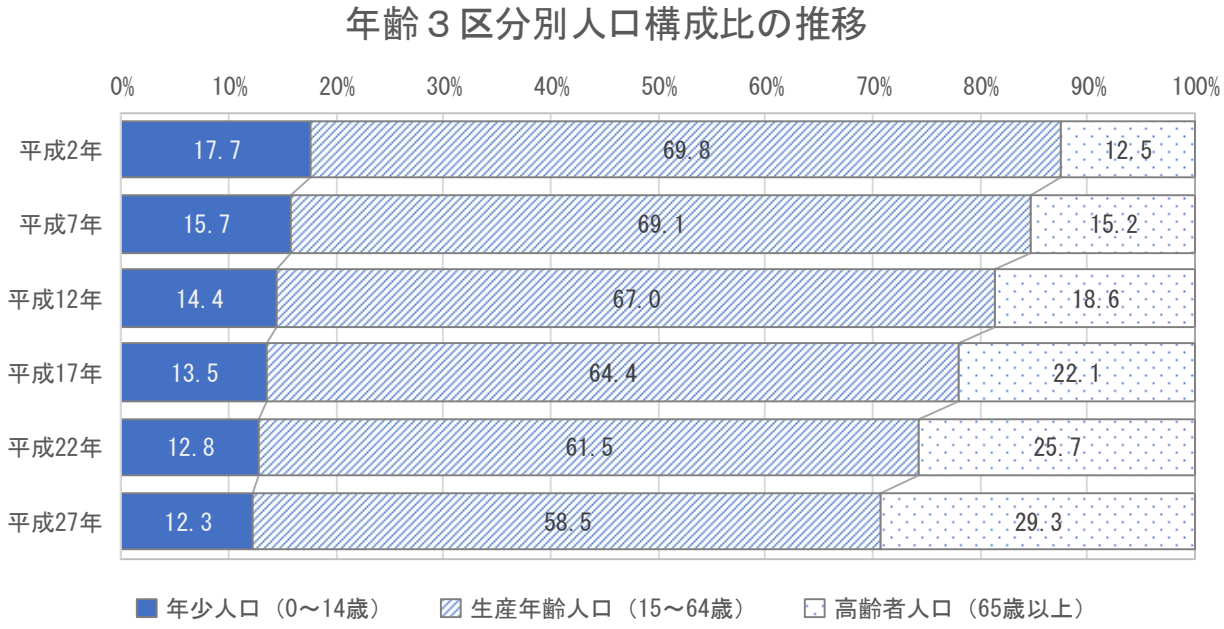

※資料：国勢調査（年齢不詳を含むため、３区分別人口の合計と総人口は異なる）

２．障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数は増加傾向で推移しており、平成 28 年度では、身体障害者手帳所持者が 17,646 人、療育手帳所持者が 3,288 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 2,401 人となっています。

障害者手帳所持者の構成比をみると、身体障害者手帳所持者はほぼ横ばいで推移しているのに対し、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が上昇しています。

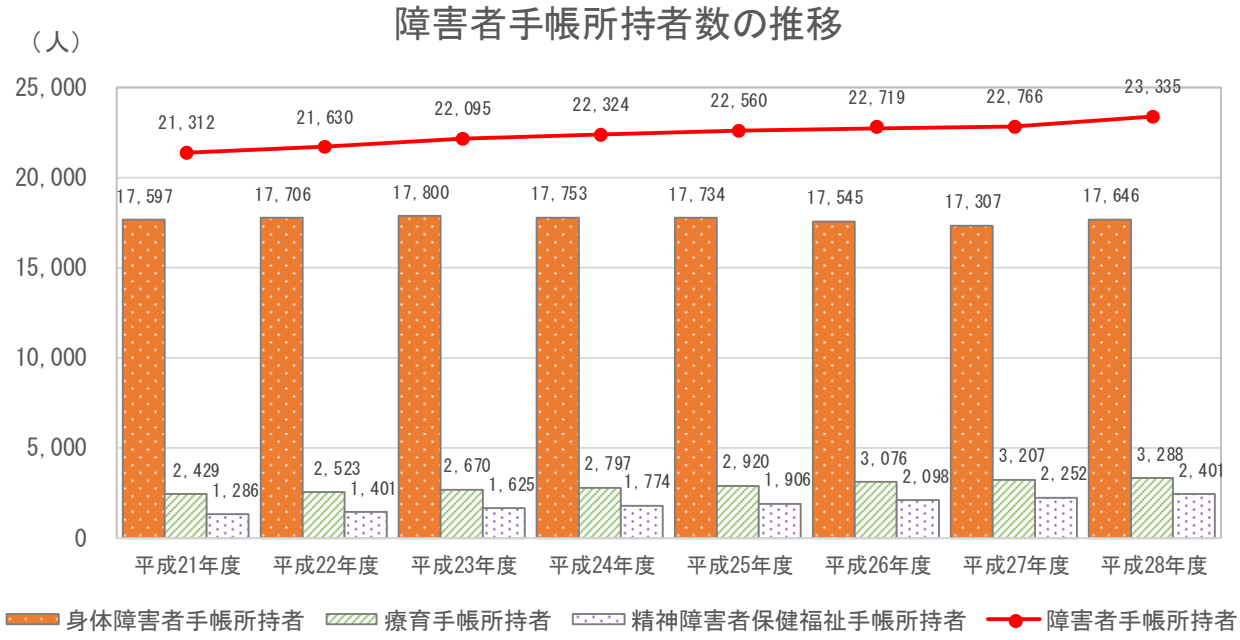

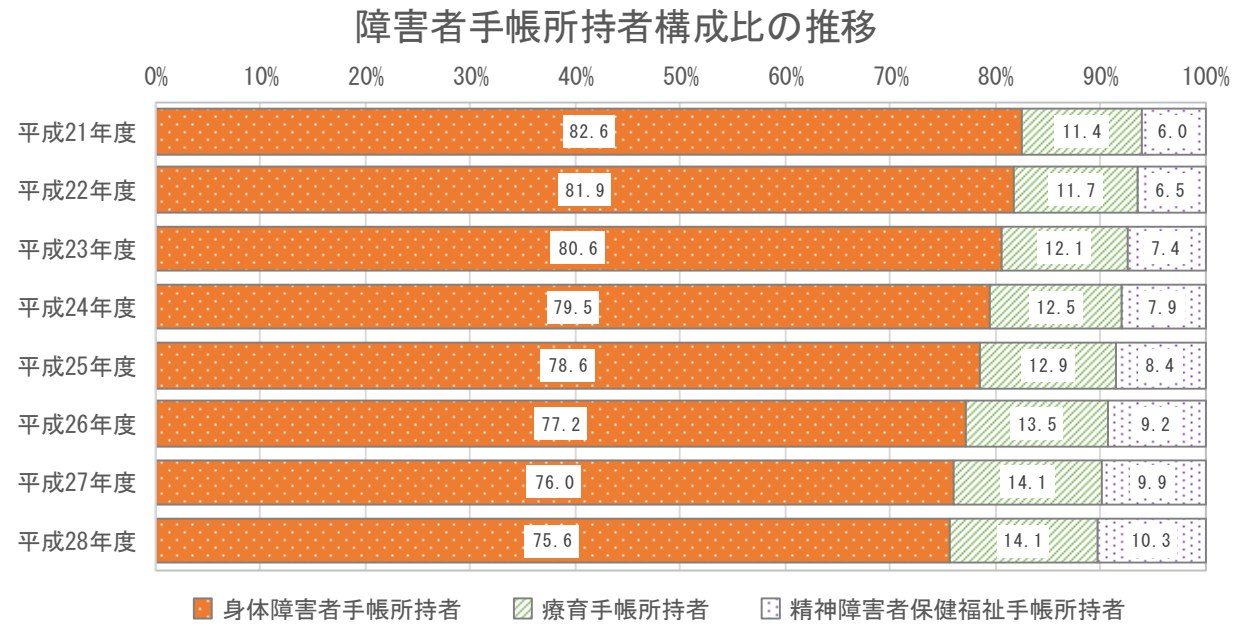

※資料：和歌山市障害者支援課、保健対策課　各年度３月 31 日現在

３．身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は増減を繰り返して推移しており、平成 21 年度に 17,597 人であったものが、平成 28 年度には 17,646 人と、この 7 年間で 49 人の微増となっています。

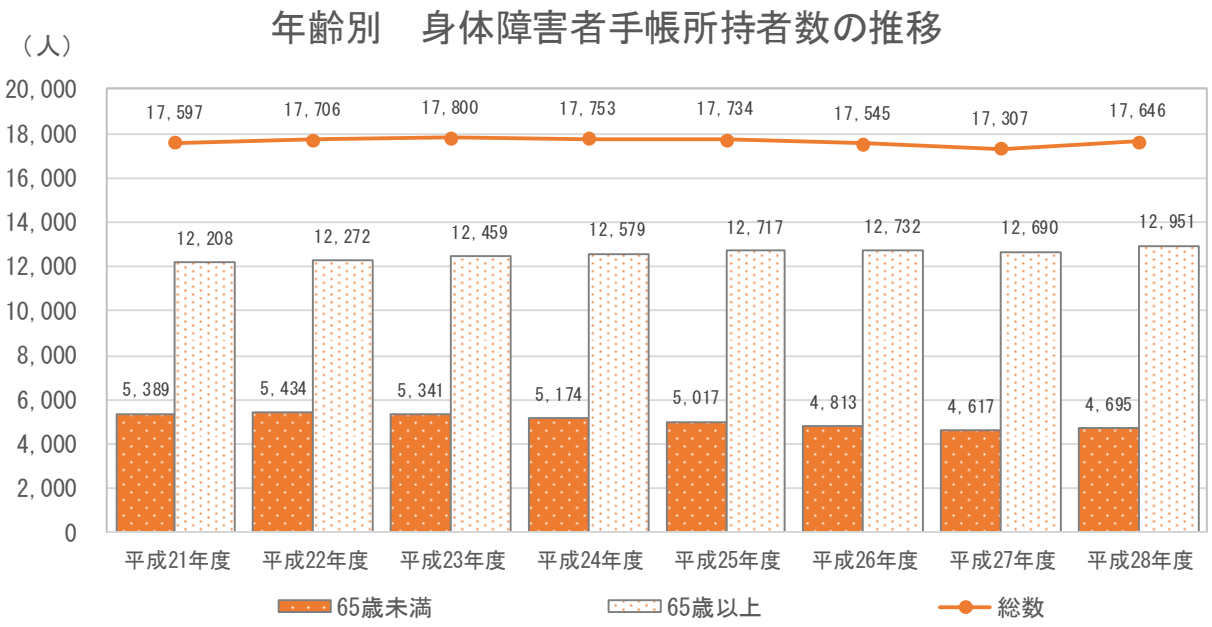

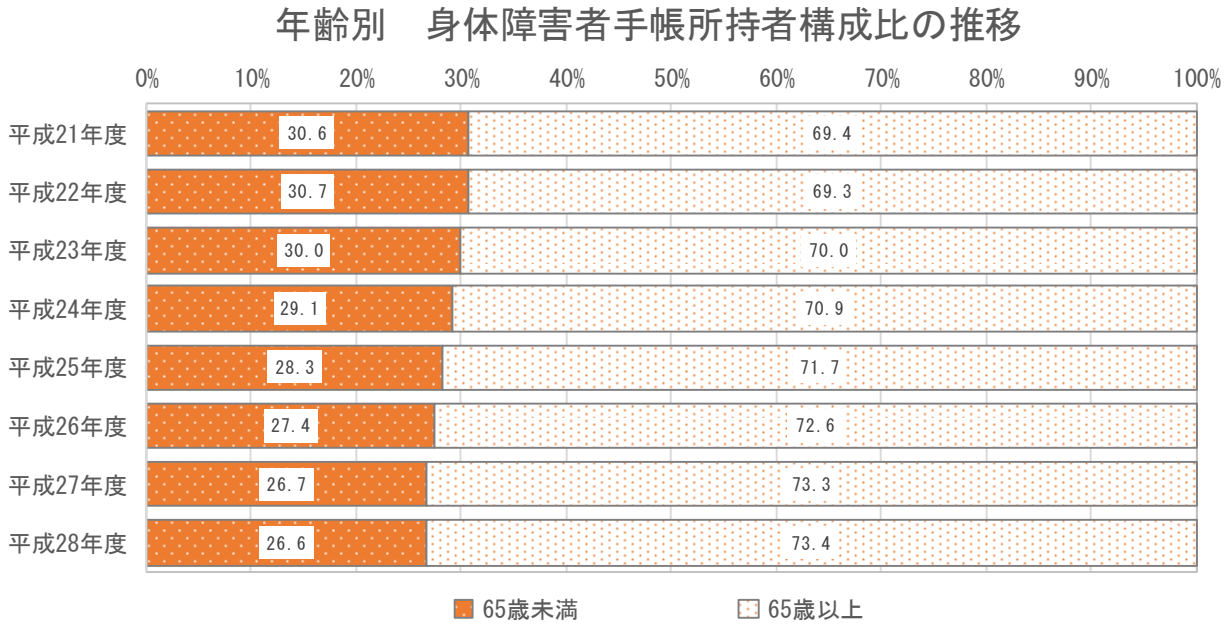

※資料：和歌山市障害者支援課　各年度３月 31 日現在

障害種類別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、肢体不自由が最も多く、平成 28 年度には 9,545 人となっていますが、平成 21 年度の 9,960 人と比較すると、415 人の減少となっています。平成 21 年度と比較して最も増加しているものは内部障害であり、平成 21 年度に 4,450 人であったものが、平成 28 年度には 4,941 人と、この 7 年間で 491 人の増加となっています。

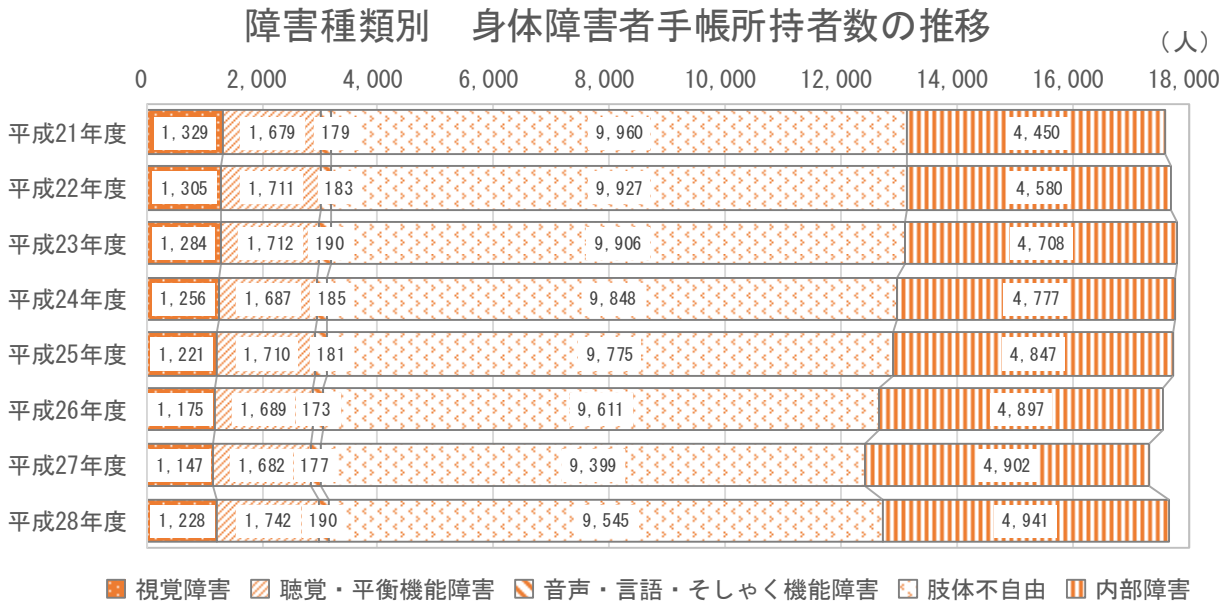

※資料：和歌山市障害者支援課　各年度３月 31 日現在

等級別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、１級が最も多く、次いで４級、３級と続いています。

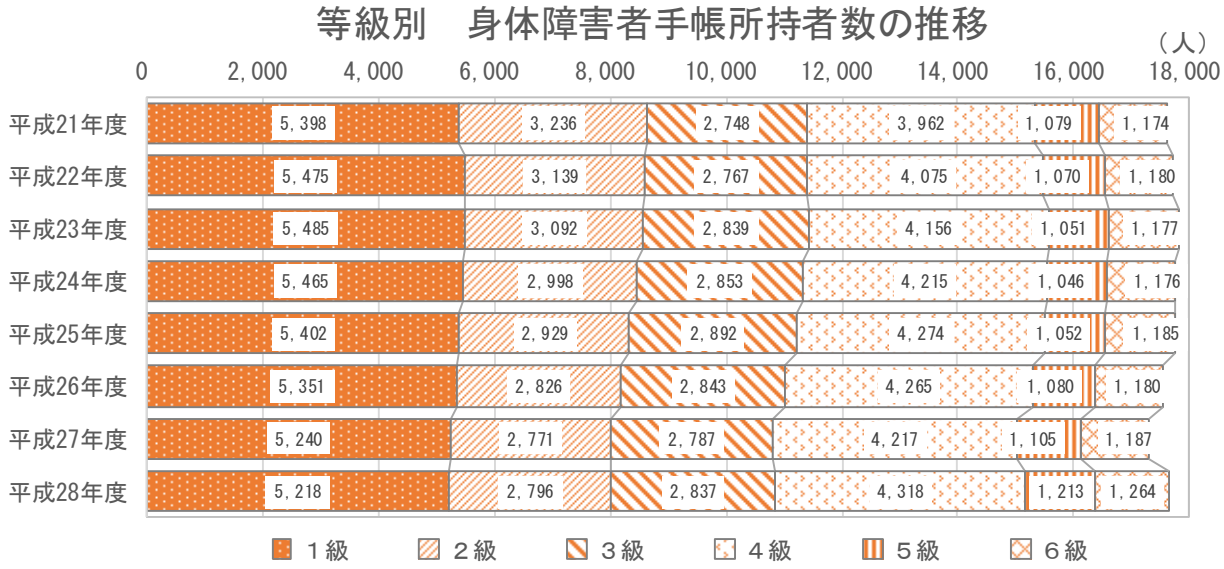

※資料：和歌山市障害者支援課　各年度３月 31 日現在

４．療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、平成 21 年度に 2,429 人であったものが、平成 28 年度には 3,288 人と、この７年間で 859 人の増加となっています。

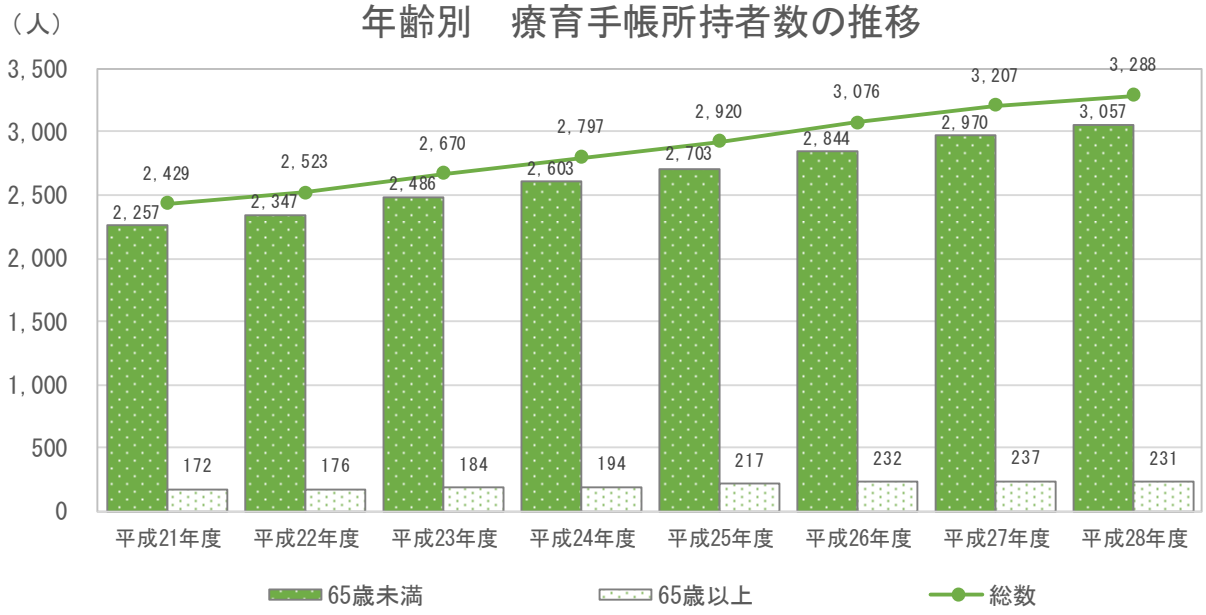

※資料：和歌山市障害者支援課　各年度３月 31 日現在

等級別の療育手帳所持者数の推移をみると、Ｂ２が最も多く、次いでＢ１、Ａ２、Ａ１となっており、軽度者の増加が見られます。

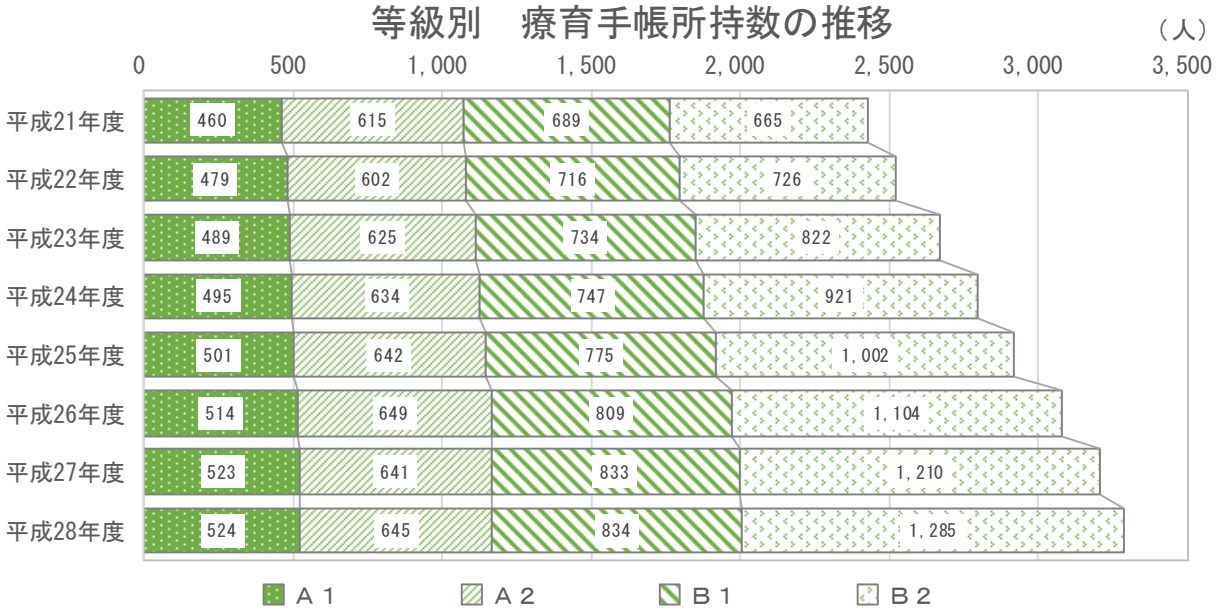

※資料：和歌山市障害者支援課　各年度３月 31 日現在

５．精神障害者保健福祉手帳所持者等の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は最も増加している状態で、平成 21 年度に 1,286 人であったものが、平成 28 年度には 2,401 人と、この 7 年間で 1,115 人の増加となっています。

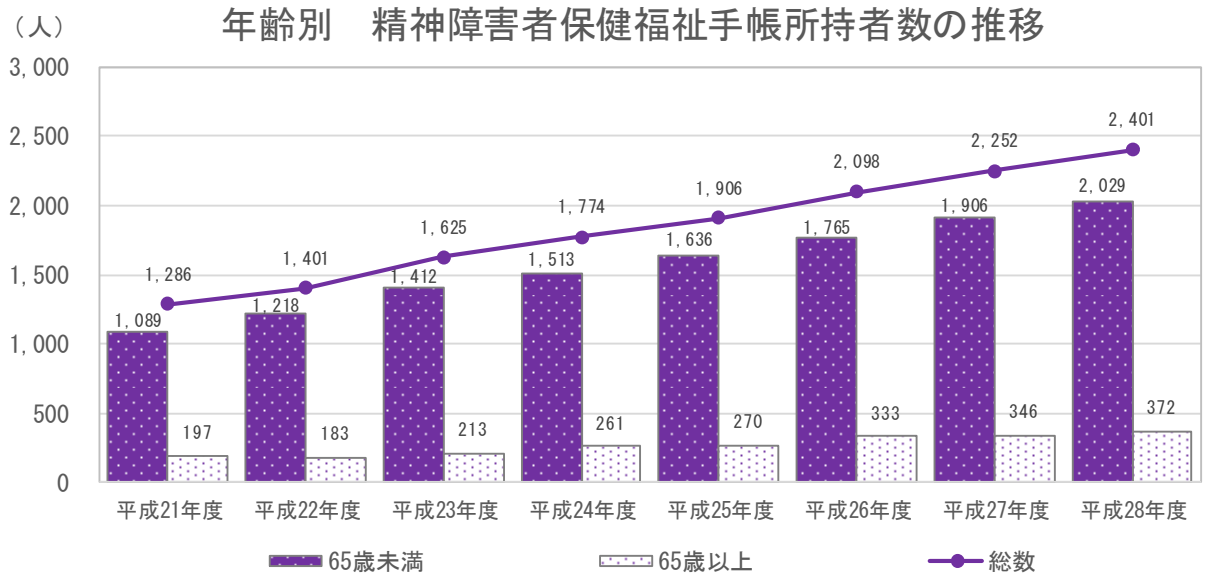

※資料：和歌山市保健対策課　各年度３月 31 日現在

等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、２級が最も多く、次いで３級、１級となっており、平成 28 年度では、２級が 1,178 人、３級が 994 人、１級が 229 人となっていて、中度者の割合が高くなっています。

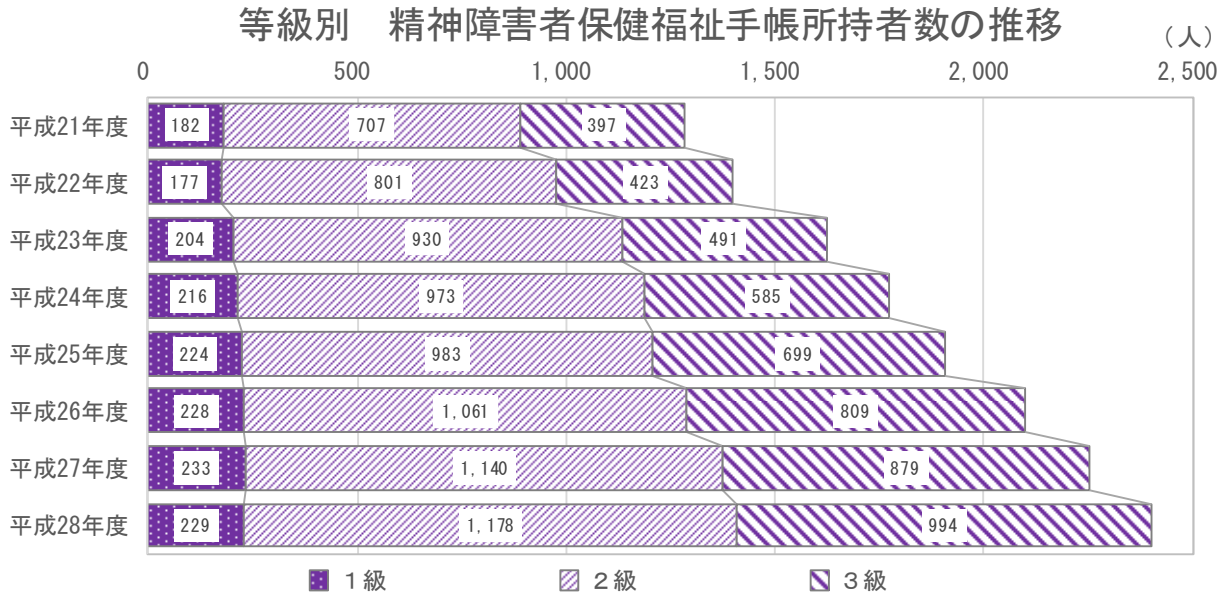

※資料：和歌山市保健対策課　各年度３月 31 日現在

自立支援医療（精神通院）受給者数は増加傾向で推移しており、平成 21 年度に 2,814 人であったものが、平成 28 年度には 4,463 人と、この 7 年間で 1,649 人の増加となっています。

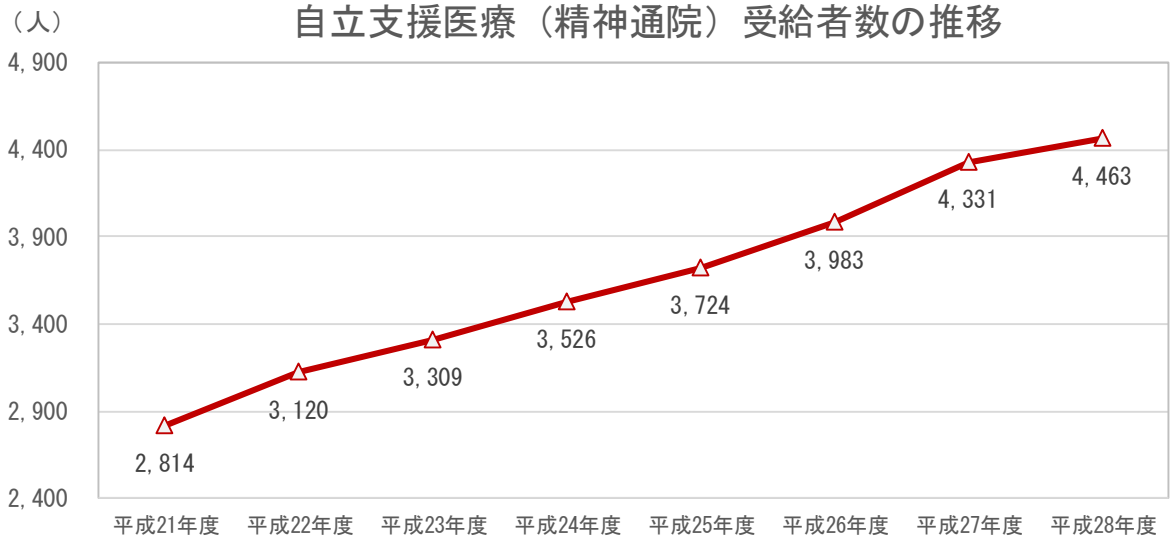

※資料：和歌山市保健対策課　各年度３月 31 日現在

６．障害児の状況

18 歳未満における障害者手帳所持者数について、身体障害者手帳所持者数は減少傾向ですが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっており、全体として増加傾向で推移しています。

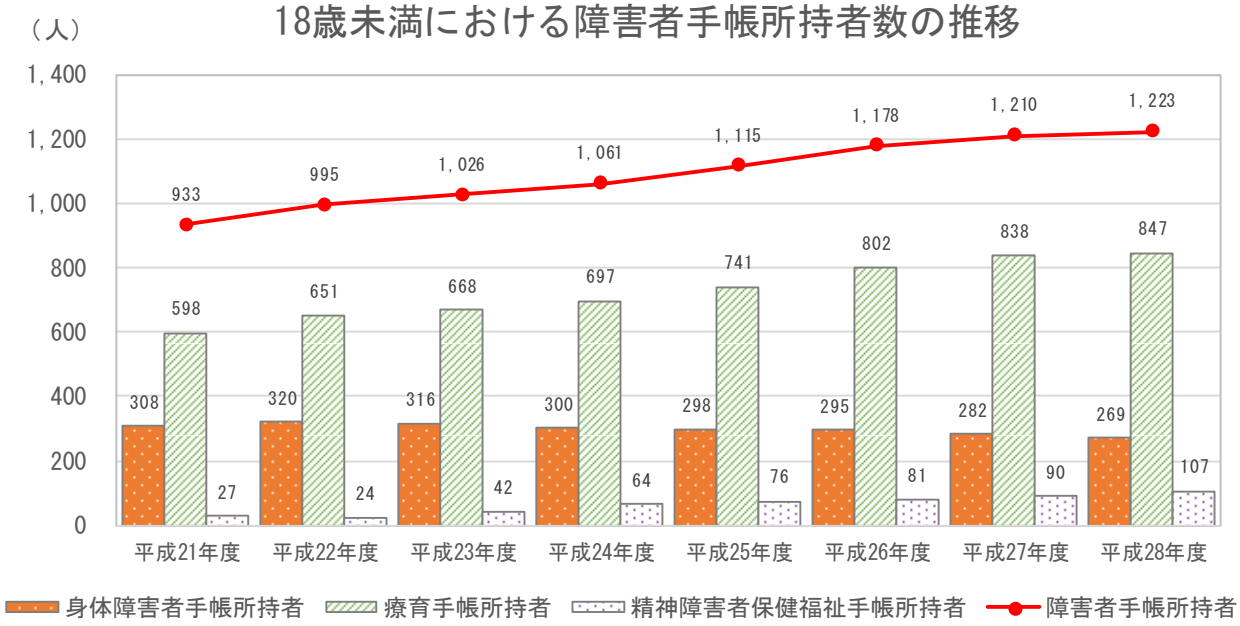

※資料：和歌山市障害者支援課、保健対策課　各年度３月 31 日現在

７．保育所等における配慮や支援が必要な児童の状況

保育所及び認定こども園並びに幼稚園における配慮や支援が必要な児童※注１数は年々増加傾向で推移しています。

保育所（公立・私立）及び認定こども園（私立）並びに幼稚園（公立）における配慮や支援が必要な児童在籍人数の状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
在籍児童数	6,482 人	6,534 人	6,567 人	6,535 人	6,599 人
配慮や支援が必要な児童在籍人数	748 人	794 人	897 人	948 人	956 人
配慮や支援が必要な児童在籍率	11.54%	12.15%	13.66%	14.51%	14.49%

※資料：和歌山市保育こども園課、和歌山市教育委員会 学校教育課　各年度４月１日現在

※注１　療育手帳等の手帳所持者だけではなく、配慮や支援が必要な児童。

８．市立小・中・義務教育学校における特別支援学級の状況

小・中・義務教育学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の数は年々増加傾向で推移しています。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童生徒数	26,699 人	26,153 人	25,705 人	25,148 人	24,679 人
特別支援学級在籍人数	441 人	476 人	527 人	592 人	648 人
特別支援学級在籍率	1.65%	1.82%	2.05%	2.35%	2.63%

※資料：和歌山市教育委員会 学校教育課　各年度５月１日現在

９．障害のある人の雇用状況

ハローワーク和歌山管内（和歌山市、岩出市、紀の川市）における障害のある人の雇用状況をみると、実雇用率について、平成 23 年度に 1.91％であったものが、平成 29 年度には 2.32％と、0.41 ポイント増となっています。また、雇用率未達成企業の割合については、平成 23 年度に 46.2％であったものが、平成 29 年度には 42.8％と、3.4 ポイント減となっています。

	企業数	雇用状況			雇用率未達成企業の割合
		法定雇用算定基礎労働者数	障害者数	実雇用率	
単位	社	人（A）	人（B）	%（B/A）	%
平成 23 年度	264	51,122.0	975.0	1.91	46.2
平成 24 年度	278	54,084.5	1,077.5	1.99	42.4
平成 25 年度	323	56,891.0	1,216.0	2.14	46.7
平成 26 年度	319	56,420.0	1,215.0	2.15	47.6
平成 27 年度	321	55,201.0	1,254.5	2.27	43.9
平成 28 年度	324	55,435.5	1,413.5	2.55	40.1
平成 29 年度	325	56,787.0	1,320.0	2.32	42.8

※法定雇用算定基礎労働者数＝常用労働者数から除外率相当数を除いた労働者数

※障害者数（身体障害のある人と知的障害のある人の計）は、短時間労働者以外の重度の身体もしくは知的障害のある人については、法律上、１人を２人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害のある人である短時間労働者については、法律上、１人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントしています。

※資料：ハローワーク和歌山　各年度６月１日現在

産業別の雇用状況をみると、「医療、福祉」が 3.41％と最も多く、次いで「サービス業」が 3.16％、「鉱業・建設業」が 3.00％と続いています。

	企業数	雇用状況			雇用率未達成企業の割合
		法定雇用算定基礎労働者数	障害者数	実雇用率	
単位	社	人（A）	人（B）	%（B/A）	%
鉱業・建設業	5	500.0	15.0	3.00	40.0
製造業	83	12,701.5	267.0	2.10	33.7
電気・ガス・熱供給・水道業	2	218.5	3.0	1.37	50.0
情報通信業・運輸業	35	5,085.0	102.0	2.01	45.7
卸売・小売業	47	16,135.5	307.5	1.91	57.4
金融・保険業・不動産業	11	5,097.5	92.0	1.80	70.6
飲食店、宿泊業	8	884.0	12.0	1.36	50.0
医療、福祉	85	10,162.5	346.5	3.41	36.5
サービス業	44	5,413.0	171.0	3.16	43.2
その他	5	589.5	4.0	0.68	80.0
合計	325	56,787.0	1,320.0	2.32	42.8

※資料：ハローワーク和歌山　平成 29 年６月１日現在

就労している障害のある人の推移をみると、平成 23 年度に 975 人であったものが、平成 29 年度には 1,320 人と増減はあるものの、345 人の増加となっています。

	単位	平成 23 年度	平成 24 度年	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者数	人	975	1,077.5	1,216	1,215	1,254.5	1,413.5	1,320.0
増減数	人	143	102.5	138.5	△1.0	39.5	159.0	△93.5
実雇用率	%	1.91	1.99	2.14	2.15	2.27	2.55	2.32
増減率	%	△0.07	0.08	0.15	0.01	0.12	0.28	△0.23
和歌山県実雇用率	%	1.82	1.89	2.03	2.06	2.16	2.41	2.25
全国実雇用率	%	1.65	1.69	1.76	1.82	1.88	1.92	1.97

※資料：ハローワーク和歌山　各年度６月１日現在

10. 特別支援学校（支援学校・ろう・盲）卒業者の進路状況

特別支援学校（支援学校・ろう・盲）の卒業生の進路状況をみると、概ねろう学校や盲学校の卒業生は、進学か就職している人が多くなっていますが、支援学校の卒業生は施設の利用者が多くなっています。

（単位：人）

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
支援学校		153	172	190	173	177	203	189
	進学※注１	19	13	11	8	10	9	5
	就職	13	22	27	23	30	30	31
	施設※注２	110	113	133	134	127	156	135
	在宅	1	0	4	4	0	1	4
	その他※注３	10	24	15	4	10	7	14
ろう学校		4	6	10	7	11	7	9
	進学※注１	3	3	6	1	5	6	3
	就職	0	1	2	3	5	0	3
	施設※注２	1	2	2	3	1	1	3
	在宅	0	0	0	0	0	0	0
	その他※注３	0	0	0	0	0	0	0
盲学校		6	5	13	8	6	9	4
	進学※注１	2	3	3	2	2	3	1
	就職	1	0	5	1	1	2	1
	施設※注２	0	1	4	2	1	4	2
	在宅	0	0	0	0	0	0	0
	その他※注３	3	1	1	3	2	0	0
合計		163	183	213	188	194	219	202
	進学※注１	24	19	20	11	17	18	9
	就職	14	23	34	27	36	32	35
	施設※注２	111	116	139	139	129	161	140
	在宅	1	0	4	4	0	1	4
	その他※注３	13	25	16	7	12	7	14

※資料：和歌山県の特別支援教育より

※注１　進学…教育訓練機関等への進学者を含む

※注２　施設…生活介護、就労継続支援事業所（Ａ型、Ｂ型）等の通所事業所

※注３　その他…施設入所者、卒業時点で進路先が未定であった者

11. 障害支援区分認定者の状況

平成 29 年度における障害支援区分認定者の状況をみると、「区分２」が最も多く 631 人、次いで「区分３」が 554 人、「区分６」が 496 人と続いています。

（単位：人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
区分１	202	187	162	128
区分２	427	534	583	631
区分３	439	503	547	554
区分４	235	270	285	284
区分５	230	247	260	262
区分６	410	457	469	496
総数	1,943	2,198	2,306	2,355

※資料：各年度 10 月 1 日現在

12. アンケート及びヒアリング調査からの意見

（１）障害福祉サービス事業所からの意見

障害福祉サービス事業所が抱える主な課題は以下のとおりです。

・ヘルパーの不足
・利用者の確保
・職員の資質向上
・高齢障害者の増加
・報酬単価が低い
・医療的ケアの必要な重度者の受入体制
・児童発達支援センターの充実（就園時の受け皿が少ない）
・計画相談支援員の人材確保・定着、スキルの向上

（２）障害者関係団体からの意見

障害者関係団体が認識している主な課題は以下のとおりです。

・（居宅介護）65 歳以上になると介護サービスへ移行するため１割負担になる。
・（同行援護）自家用車の利用ができるようにしてほしい。
・（就労移行支援）市独自で２年以上の期間延長を認めてほしい。
・（短期入所）事業所が少なく１カ月前の予約でないと使えない。

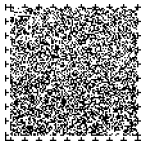

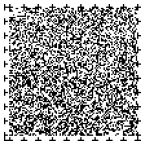

・（共同生活援助）預けるにしても不安が多い。夜間に人がいてほしい。配慮している職員が少ない（看護師、栄養士が常駐していない）。
・（施設入所支援）スタッフの人員不足。入れ替わりが多い。
・（計画相談支援）相談支援専門員は精神的にきつい。長続きしない。一人で抱えている件数も多い。市として持続可能な体制を作ってほしい。
・（移動支援事業）車両が使用できる事業所が少ない。通学、通所に利用できないのは困る。
・精神障害者に対する正しい理解を進めてほしい。啓発強化をしてほしい。
・作業所が終わってから利用できるデイサービスがほしい。
・介護保険「原則優先」を削除し、介護保険制度と障害福祉サービスの利用は自己で選択できるようにしてほしい。

13. 課題の整理

（1）高齢障害者の介護保険サービス利用

障害福祉サービスを受けている障害者は 65 歳になると、社会保障制度上原則として介護保険優先の考え方の下、サービス内容や機能から障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることになります。
障害福祉制度から介護保険制度に移行した場合、1 割が利用者負担となるため、負担の増加につながったり、今まで受けていたサービスより、サービス量が低下するなどの問題が出てきています。

ただし、介護保険制度と障害福祉制度の適用関係においては、

・一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、利用者の個別の状況に応じ、利用者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かを判断する。
・市町村が適当と認める支給量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることを可能とする。
・障害福祉サービス固有のサービスと認められるものを利用する場合については 、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることを可能とする。

となっており、必ずしも一律に介護保険サービスの利用が優先されるわけではありません。
今後は、障害のある人も安心して老後の生活を送れるような仕組みづくりを考えたいと思います。

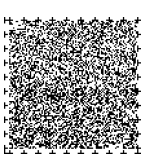

（２）障害のある子どもの支援

障害のある子どもを支援する制度が整備され、障害があっても保育所や認定こども園等に通うことができる子どもが増加しています。障害福祉サービスにおいても児童発達支援事業所数は増加傾向にあり、地域生活の中で保育・療育ができる環境づくりに取り組んでいます。児童発達支援センターについては、定員オーバーにより入れないようなケースが生じています。平成 31 年度からは、第７次地方分権一括法により県から市へ児童発達支援、放課後等デイサービス等の事業所の指定、指導監査、社会福祉施設等施設整備費補助事業の申請などの事務が移管されることから、地域住民の意向を反映した主体的な意思決定や地域の特色を活かした政策になるものと考えます。

また、療育が必要な子どもについては、療育手帳を取得しなくても医師の意見書があれば障害福祉サービスを受けることができるようになっており、サービスの利用者は年々増加しているのが現状です。本市においては、発達障害を専門的に診断できる医療機関が少ないため、早期の発達障害の診断体制の構築が必要となります。今後は子どもやその家族の状況及びニーズにきめ細かく対応すること、子ども一人ひとりの障害特性に応じて障害児通所支援の質の向上を図ることが求められます。

（３）人材の確保・育成

福祉・介護分野の平均賃金の水準は全産業の平均賃金と比較して低い傾向にあり、また、福祉・介護職員は勤続年数が短いため、その職員処遇を改善することを目的として、国においては、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算を実施していますが、報酬単価が下がる中で加算が恒久的に続く保障がないため、給料を払う側の施設には、安定した経営を行う上で工夫が求められています。

障害者の高齢化・重度化が進む中、障害の多様化に対応するためには、地域における相談体制の整備や障害福祉サービス等の充実が必要です。今後は、障害福祉サービスを支える福祉人材を、安定的に確保し、育成するための仕組みづくりを構築することが求められています。

第３章　サービス見込量と確保のための方策

１．平成 32 年度の成果目標

（１）施設入所利用者の地域生活への移行

【国の基本指針】

平成 32 年度における数値目標

○平成 28 年度末時点の施設入所者数の９％以上が地域生活へ移行する。

○平成 28 年度末時点の施設入所者数から２％以上削減する。

【和歌山市の目標設定における考え方】

平成 32 年度末までに、地域生活移行人数を 23 人、施設入所者数を８人削減して 377 人とすることを目標とします。

【目標達成に向けた取組】

施設入所者及び出身世帯の意向を把握し、施設から地域生活への移行を希望する者について、施設・出身世帯との調整を取りながらサービスの調整・確保を図りつつ、施設退所及び退所後の生活に対する支援を行っていきます。

また、生活の場の確保、地域医療との連携体制の整備、地域生活支援拠点等の地域生活移行支援に取り組みます。

	平成28年度末 （実績値）	平成30年度末 【目標値】	平成31年度末 【目標値】	平成32年度末 【目標値】
A　施設入所者数	385 人	381 人	379 人	377 人
B　減少(見込み)数 （削減率　B／A）		4 人 [1%]	6 人 [1.6%]	8 人 [2%]
地域生活移行数 （移行率　B／A）		8 人 [2%]	15 人 [4%]	23 人 [6%]

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

平成 32 年度における数値目標

○協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。

【和歌山市の目標設定における考え方】

和歌山市自立支援協議会の精神障害者部会において、平成 30 年度から精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を実施します。

【目標達成に向けた取組】

専門機関や社会資源との連携強化を進めるとともに、地域医療との連携体制の整備に向けた検討を進めていきます。

	平成 30 年度末【目標値】	平成 31 年度末【目標値】	平成 32 年度末【目標値】
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置	設置	設置

和歌山市の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

精神障害のある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを市内で行えるよう、医療、保健、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育などが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指し、行政機関（和歌山市保健所）、精神科医療機関、地域援助事業者などとの協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築する。

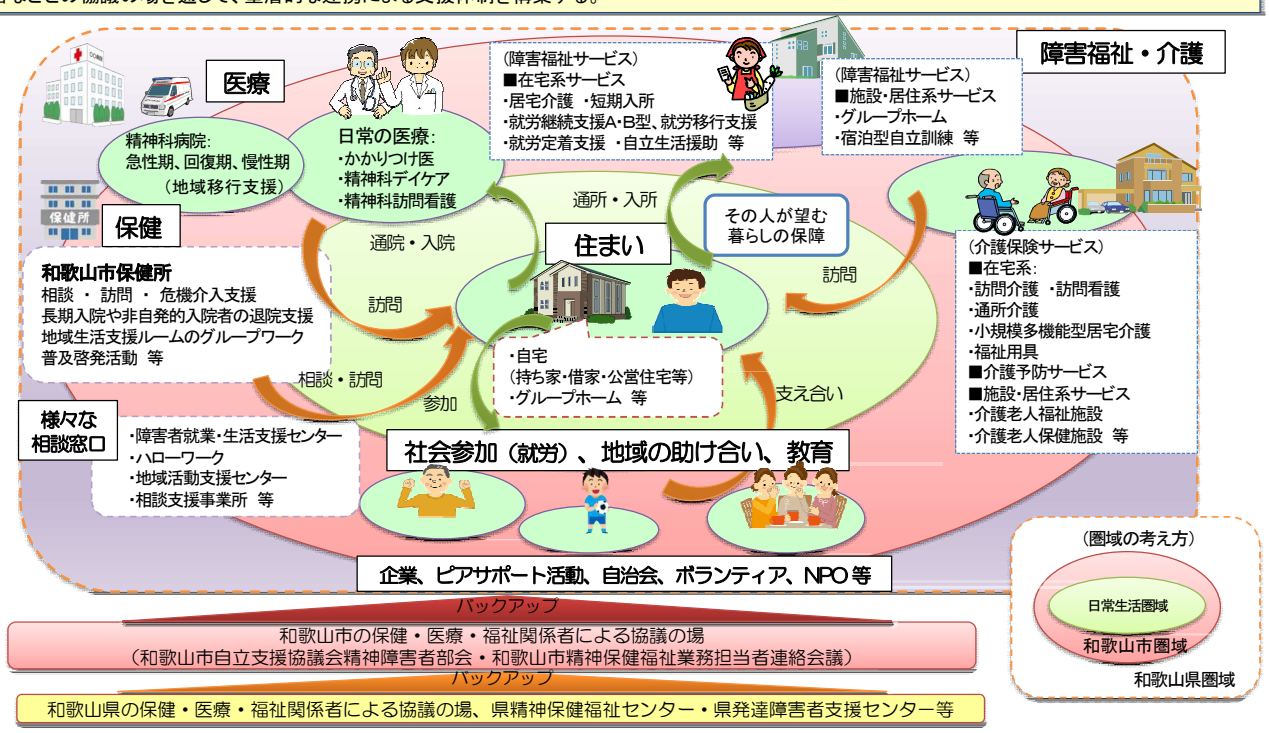

（３）地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

平成 32 年度における数値目標

○平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 箇所を整備する。

【和歌山市の目標設定における考え方】

地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を進め、平成 32 年度末までに 1 箇所整備することを目標とします。

【目標達成に向けた取組】

めざすべき地域生活支援拠点等の整備方針のもとで、地域生活支援拠点等を障害者の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、運営する上での課題を共有し、関係者への研修を行い、拠点等に関与するすべての機関及び人材の有機的な結びつきを強化する必要があると考えます。

	平成 30 年度末 【目標値】	平成 31 年度末 【目標値】	平成 32 年度末 【目標値】
地域生活支援拠点等の整備（整備箇所数）	0 箇所	0 箇所	1 箇所

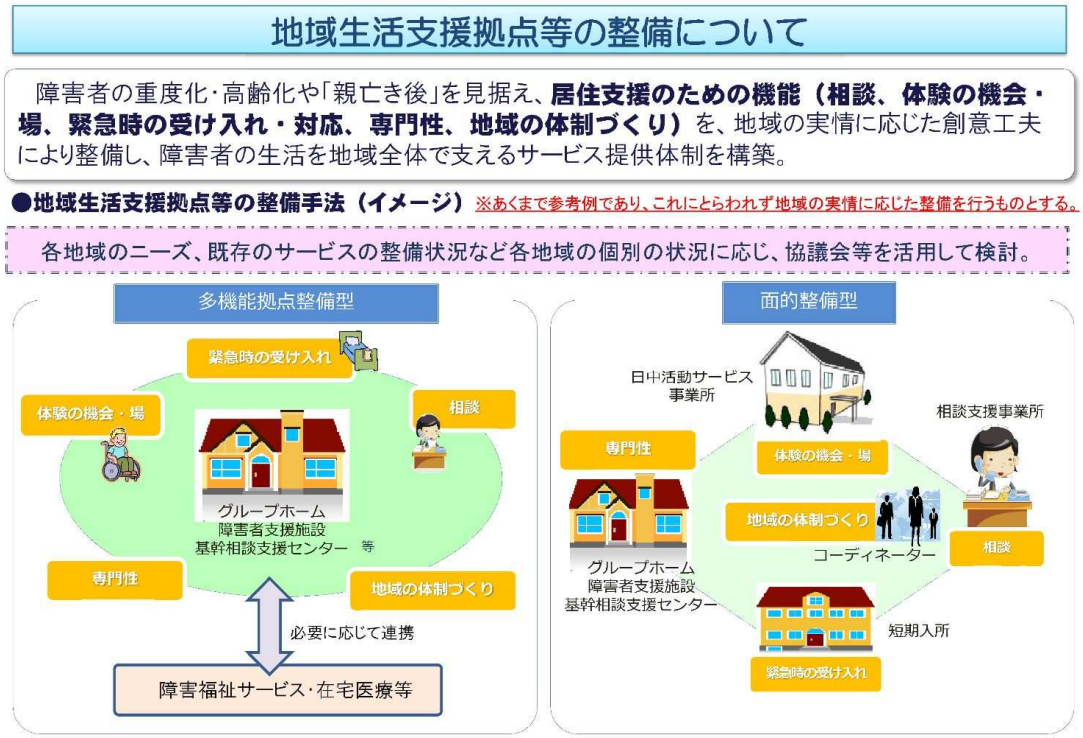

（４）福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

平成 32 年度における数値目標

○平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とする。

○就労移行支援事業の利用者数については、平成 28 年度末における利用者数の２割以上増加する。

○事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上とする。

○就労定着支援事業による支援を開始した時点から１年後の職場定着率を８割以上とする。

【和歌山市の目標設定における考え方】

平成 32 年度末までに、一般就労者数を 30 人、就労移行支援事業者利用者数を 78 人、就労移行支援事業所のうち就労移行率が３割以上の事業所を６事業所、就労定着支援事業の定着率を 85%とすることを目標とします。

【目標達成に向けた取組】

障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等との連携を進めながら、障害のある人の就労を支援していきます。

また、特別支援学校等卒業生を含めた障害のある人の就労支援をより一層推進していくため、学校、障害者就業・生活支援センター、市の連携も強化していきます。

	平成28年度末（実績値）	平成30年度末【目標値】	平成31年度末【目標値】	平成32年度末【目標値】
一般就労移行者数	20 人	25 人	28 人	30 人

	平成28年度末（実績値）	平成30年度末【目標値】	平成31年度末【目標値】	平成32年度末【目標値】
就労移行支援事業者利用者数	65 人	72 人	75 人	78 人

	平成28年度末 （実績値）	平成30年度末 【目標値】	平成31年度末 【目標値】	平成32年度末 【目標値】
就労移行支援事業所数	8 事業所	10 事業所	11 事業所	12 事業所
（うち）就労移行率３割以上	1 事業所	2 事業所	4 事業所	6 事業所

	平成30年度末 【目標値】	平成31年度末 【目標値】	平成32年度末 【目標値】
就労定着支援事業の定着率	－	80%	85%

（５）障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

平成 32 年度における数値目標

○児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１箇所以上設置する。

○主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも１箇所以上確保する。

○保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。（平成 30 年度末まで）

【和歌山市の目標設定における考え方】

現在市内に５箇所ある児童発達支援センターを、平成 32 年度末までに新たに１箇所増設するとともに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を平成 31 年度末までに１箇所整備することを目標とします。

また、和歌山市自立支援協議会の子ども部会において、平成 30 年度から障害児支援の提供体制の整備等に向けた協議を実施します。

【目標達成に向けた取組】

和歌山市自立支援協議会と連携し、児童発達支援センターの設置、児童発達支援事業所の整備等に取り組んでいきます。

	平成 30 年度末 【目標値】	平成 31 年度末 【目標値】	平成 32 年度末 【目標値】
児童発達支援センターの整備（整備箇所数）	5 箇所	5 箇所	6 箇所
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備（整備箇所数）	0 箇所	1 箇所	1 箇所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備（整備箇所数）	1 箇所	1 箇所	1 箇所
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置（平成 30 年度末まで）	設置	設置	設置

■医療的ケアを要する障害児に対する支援について

医療技術の進歩等を背景として、ＮＩＣＵ等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加しているため、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、地方公共団体は保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備について必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

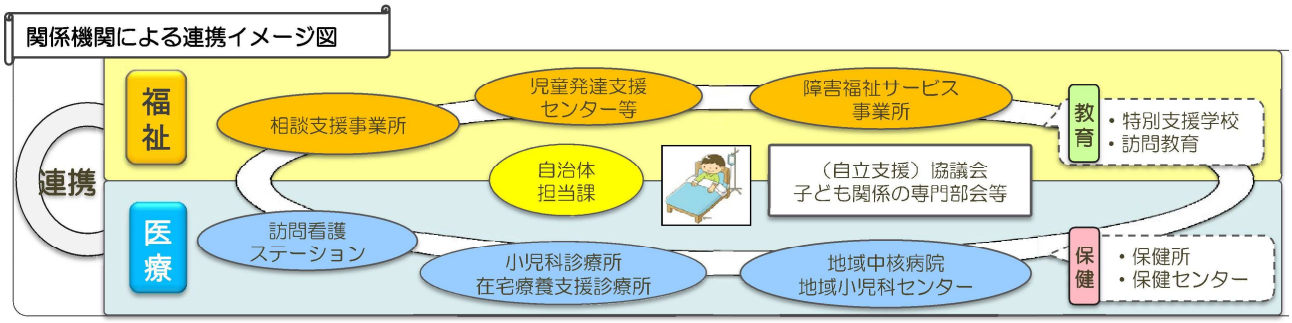

２．障害福祉サービス等の見込量

（１）訪問系サービス

【訪問系サービスの見込量の設定】

第４期における利用者数の伸びを勘案して今後の利用者を見込み、近年の一人あたりの平均利用量等を踏まえ、事業者に対するヒアリング結果をもとにサービス量を見込みました。

①居宅介護

居宅にて入浴、排泄、食事の介護等を行うサービスです。

		単位	第４期			第５期		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
総利用時間	計画値	時間/月	18,469	20,316	22,340	11,692	12,181	12,677
	実績値	時間/月	10,796	11,103	11,169			
	進捗率	%	58.5	54.7	50.0			
実利用者	計画値	人/月	730	803	883	738	766	794
	実績値	人/月	678	707	710			
	進捗率	%	92.9	88.0	80.4			
年度末の市内の事業所数		箇所	138	138	135	134	132	131

②重度訪問介護

重度の障害があり、常に介護を必要とする人に対して、居宅にて入浴、排泄、食事の介護のほか、外出時における移動の介護などを総合的に行うサービスです。

		単位	第４期			第５期		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
総利用時間	計画値	時間/月	1,012	1,113	1,240	5,310	5,266	5,093
	実績値	時間/月	6,396	5,709	5,384			
	進捗率	%	632.0	512.9	434.2			
実利用者	計画値	人/月	40	44	49	28	27	26
	実績値	人/月	31	30	29			
	進捗率	%	77.5	68.2	59.2			
年度末の市内の事業所数		箇所	133	133	130	129	127	126

■高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用について

障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されることになっていますが、高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるために利用者負担（１割）が新たに生じることや、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用することになる場合があることといった課題があるため、65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減（償還）する仕組みを設け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用の促進を図ります。

【具体的内容】

○一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）できる仕組みを設けます。

【対象者】

○65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを受けていた障害者
○障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合
○一定程度以上の障害支援区分
○低所得者
※この他、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進します。

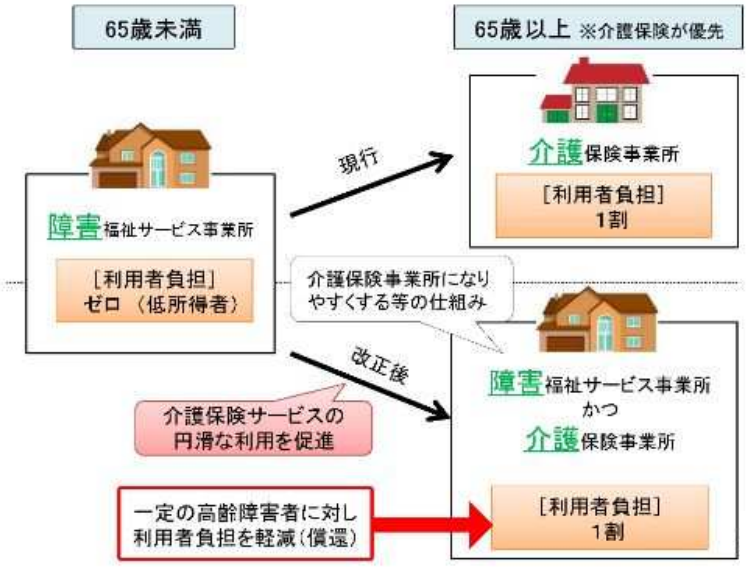

■重度訪問介護の訪問先の拡大について

四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者等の最重度の障害者が医療機関に入院した時には、重度訪問介護の支援が受けられなくなることから以下のような事例があるとの指摘があるため、最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができることとします。

【訪問先拡大の対象】

○日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者であって、医療機関に入院した者

【訪問先での支援】

○利用者ごとに異なる特殊な介護方法（例：体位交換）について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげます。

○強い不安や恐怖等による混乱（パニック）を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげます。

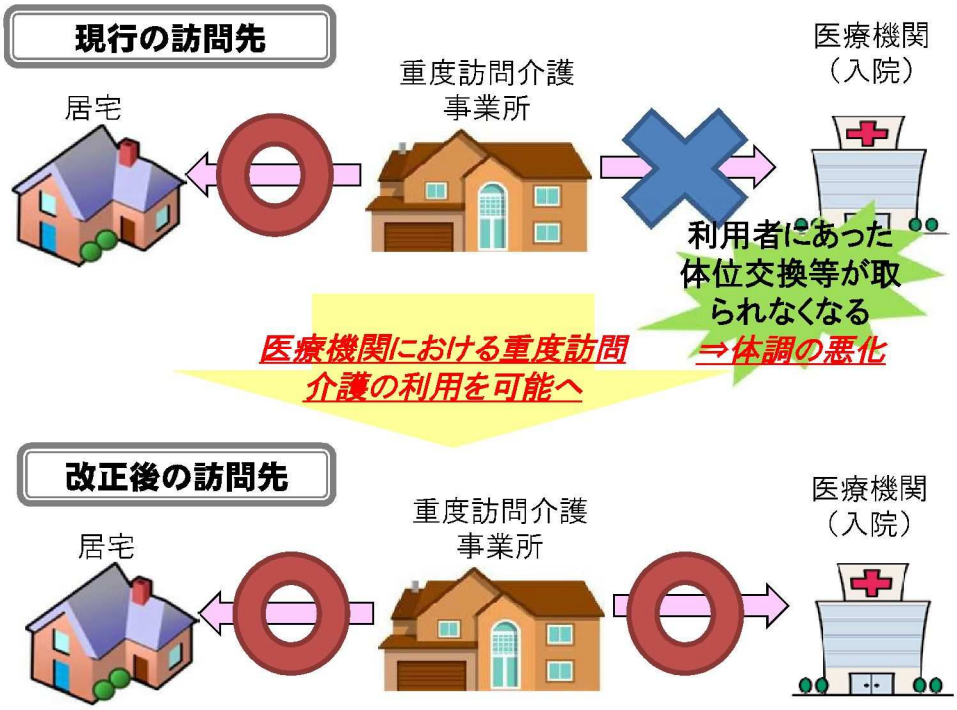

③同行援護

行動に著しい困難を有する重度の視覚障害のある人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供などを行うサービスです。

		単位	第４期			第５期		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
総利用時間	計画値	時間/月	3,593	3,947	4,351	2,482	2,546	2,612
	実績値	時間/月	2,215	2,338	2,425			
	進捗率	%	61.6	59.2	55.7			
実利用者	計画値	人/月	142	156	172	145	148	152
	実績値	人/月	134	139	141			
	進捗率	%	94.4	89.1	82.0			
年度末の市内の事業所数		箇所	60	62	60	60	60	60

④行動援護

知的障害・精神障害のために行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする人に対して、行動の際の危険回避や外出時の移動の介護を行うサービスです。

		単位	第４期			第５期		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
総利用時間	計画値	時間/月	759	835	911	967	987	1,007
	実績値	時間/月	815	884	915			
	進捗率	%	107.4	105.9	100.4			
実利用者	計画値	人/月	30	33	36	28	28	29
	実績値	人/月	26	25	27			
	進捗率	%	86.7	75.8	75.0			
年度末の市内の事業所数		箇所	20	20	22	23	24	25

⑤重度障害者等包括支援

常時介護が必要で、その必要性が著しく高い人に対して、居宅介護その他障害福祉サービスを包括的に提供するサービスです。

【訪問系サービスの見込量に対する確保方策】

今後の地域生活への移行促進等を踏まえ、サービス提供体制を充実させるため、事業所の新規参入を働きかけるとともに、介護保険サービス事業所に対して障害福祉サービスへの参入を促すことで、利用ニーズに応じてサービスを受けることができる提供体制の確保に努めます。

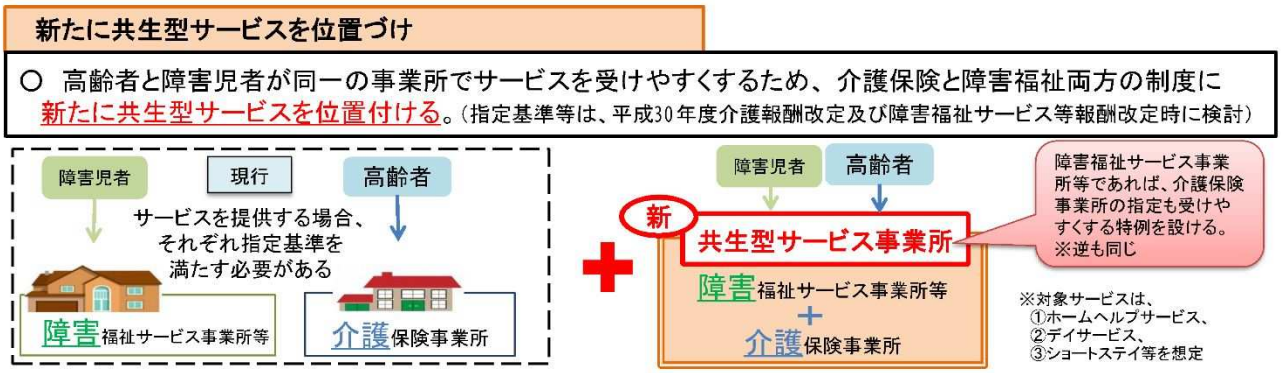

（２）日中活動系サービス

【日中活動系サービスの見込量の設定】

第４期における利用者数の伸びを勘案して今後の利用者を見込み、近年の一人あたりの平均利用量等を踏まえ、事業者に対するヒアリング結果をもとにサービス量を見込みました。

①生活介護

常時介護が必要な人に対して、主に日中に入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会の提供を行うサービスです。

		単位	第４期			第５期		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延利用者	計画値	人日/月	13,986	14,270	14,553	14,694	14,851	15,010
	実績値	人日/月	14,056	14,242	14,455			
	進捗率	%	99.5	99.8	99.3			
実利用者	計画値	人/月	740	755	770	770	778	787
	実績値	人/月	746	753	762			
	進捗率	%	100.8	99.7	99.0			
年度末の市内の事業所数		箇所	20	20	22	23	24	25

②自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

		単位	第４期			第５期		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延利用者	計画値	人日/月	63	81	108	135	140	145
	実績値	人日/月	56	130	130			
	進捗率	%	88.9	160.5	120.4			
実利用者	計画値	人/月	7	9	12	8	9	10
	実績値	人/月	4	8	7			
	進捗率	%	57.1	88.9	58.3			
年度末の市内の事業所数		箇所	1	1	1	1	1	1

③自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

		単位	第４期			第５期		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延利用者	計画値	人日/月	597	597	597	783	820	860
	実績値	人日/月	682	710	766			
	進捗率	%	114.2	118.9	128.3			
実利用者	計画値	人/月	33	33	33	47	49	52
	実績値	人/月	41	44	45			
	進捗率	%	124.2	133.3	136.4			
年度末の市内の事業所数		箇所	5	6	6	7	7	8

④就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

		単位	第４期			第５期		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延利用者	計画値	人日/月	1,575	1,575	1,575	1,056	1,174	1,274
	実績値	人日/月	1,100	1,015	1,054			
	進捗率	%	69.8	64.4	66.9			
実利用者	計画値	人/月	88	88	88	63	70	76
	実績値	人/月	64	63	62			
	進捗率	%	72.7	71.6	70.5			
年度末の市内の事業所数		箇所	14	14	10	10	11	12

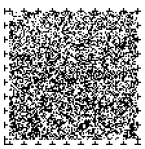

⑤就労継続支援Ａ型

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

		単位	第４期			第５期		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延利用者	計画値	人日/月	5,494	6,706	8,181	6,770	6,991	7,091
	実績値	人日/月	5,088	5,854	6,199			
	進捗率	%	92.6	87.3	75.8			
実利用者	計画値	人/月	272	332	405	339	350	355
	実績値	人/月	255	295	308			
	進捗率	%	93.8	88.9	76.0			
年度末の市内の事業所数		箇所	24	24	24	25	25	25

⑥就労継続支援Ｂ型

通常の事業所で就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援Ａ型の雇用に結びつかなかった人、50 歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

		単位	第４期			第５期		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延利用者	計画値	人日/月	11,953	14,105	16,643	14,664	16,419	18,331
	実績値	人日/月	10,540	11,953	13,461			
	進捗率	%	88.2	85.3	80.9			
実利用者	計画値	人/月	683	806	951	836	936	1,045
	実績値	人/月	609	693	745			
	進捗率	%	89.2	86.0	78.3			
年度末の市内の事業所数		箇所	35	40	44	49	55	62

⑦就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労にともなう環境変化により生活面の課題が生じている者に対して、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係者等との連絡調整やそれにともなう課題解決にむけて必要となる支援を行うサービスです。

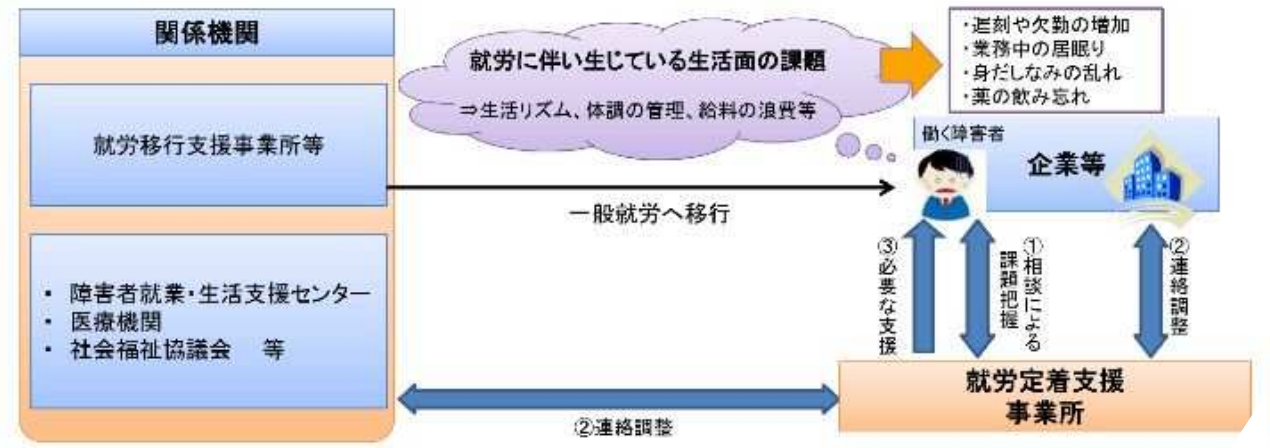

	単位	第５期		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者	人/月	5	7	10
年度末の市内の事業所数	箇所	2	4	6

⑧療養介護

医療と常時介護を必要とする障害のある人に対して、主に日中に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の援助を行うサービスです

		単位	第４期			第５期		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者	計画値	人/月	89	89	89	94	95	97
	実績値	人/月	89	92	92			
	進捗率	%	100	103.4	103.4			
年度末の市内の事業所数		箇所	1	1	1	1	1	1

⑨短期入所（福祉型）

障害支援区分が区分１以上である方や障害児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分１以上に該当する児童に対し、居宅で介護する人が病気の場合などに短期間施設へ入所し、入浴、排泄、食事の介護等を行うサービスです。

		単位	第４期			第５期		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延利用者	計画値	人日/月	502	509	517	526	547	568
	実績値	人日/月	501	421	477			
	進捗率	%	99.8	82.7	92.3			
実利用者	計画値	人/月	66	67	68	77	80	83
	実績値	人/月	71	60	74			
	進捗率	%	107.6	89.6	108.8			
年度末の市内の事業所数		箇所	12	15	15	17	19	21

⑩短期入所（医療型）

遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等に対し、居宅で介護する人が病気の場合などに短期間施設へ入所し、入浴、排泄、食事の介護等を行うサービスです。

		単位	第４期			第５期		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延利用者	計画値	人日/月	22	25	29	50	50	50
	実績値	人日/月	－	70	53			
	進捗率	%	－	280.0	182.8			
実利用者	計画値	人/月	6	7	8	10	10	10
	実績値	人/月	－	15	10			
	進捗率	%	－	214.2	125.0			
年度末の市内の事業所数		箇所	2	2	2	2	2	2

【日中活動系サービスの見込量に対する確保方策】

サービス提供事業所と連携しながら、利用ニーズに応じたサービス提供を行うことができるよう、さらなる利用定員の拡大と新たな事業所の参入を促進します。

生活介護については、障害者の地域における日中活動の場として不可欠なサービスです。特に重症心身障害者の特性に対応できるサービス提供事業所の充実を図るために、関係機関や事業所等と連携しながら、人材の確保を図ります。

就労継続支援Ｂ型については、主に特別支援学校卒業生などによる利用ニーズの増加が考えられますが、福祉的就労の場として利用の多いサービスであるため、多様なサービス提供形態を含めた新規事業所の参入や既存事業所の定員増を促します。

就労移行支援事業及び就労継続支援事業については、地域の関係機関や団体と連携しながら、雇用促進に努めるとともに、平成 30 年度から新たに始まる就労定着支援に対する事業所の参入を促進します。

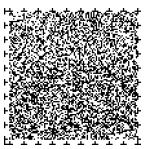

（３）居住系サービス

【居住系サービスの見込量の設定】

現在の利用者の利用状況をもとに、今後の利用者数を想定した上で、事業者に対するヒアリング結果をもとにサービス量を見込みました。

①自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

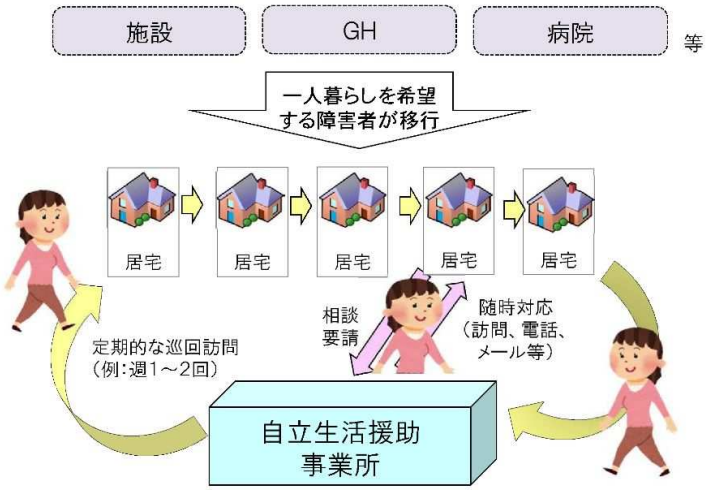

また、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

	単位	第５期		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者	人/月	5	7	10
年度末の市内の事業所数	箇所	1	2	3

②共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居において、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

		単位	第４期			第５期		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者	計画値	人/月	243	277	316	326	350	374
	実績値	人/月	258	276	284			
	進捗率	%	106.1	99.6	89.9			
年度末の市内の事業所数		箇所	12	14	14	16	17	19

③施設入所支援

施設に入所している障害のある人に対して、主に夜間に入浴、排泄、食事の介護等を行うサービスです。

		単位	第４期			第５期		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者	計画値	人/月	408	404	399	409	408	408
	実績値	人/月	410	414	409			
	進捗率	%	100.5	102.5	102.5			
年度末の市内の事業所数		箇所	8	8	8	8	8	8

【居住系サービスの見込量に対する確保方策】

グループホームについては、施設入所者の地域移行の推進が求められる中で、施設からの移行の受け皿や親亡き後も障害者が地域で暮らし続けるための受け皿になることが期待されることから、地域の理解を深めながら、新規事業者の参入を促進するとともに、生活の場の確保に努めます。

また、平成 30 年度から新たに始まる自立生活援助に対する事業所の整備を進めます。

（４）相談支援

【相談支援の見込量の設定】

計画相談支援については、すべてのサービス利用者への支援が可能となる数を見込むとともに、新たな利用者の増加を踏まえて見込みました。

地域移行支援及び地域定着支援については、施設入所者及び退院が可能な精神障害者の地域移行を踏まえて見込みました。

①計画相談支援

市町村は、必要と認められる場合、特定相談支援事業者が作成するサービス利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行います。支給決定を受けた障害のある人またはその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障害のある人の心身の状況やおかれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成します。

		単位	第４期			第５期		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者	計画値	人/月	267	293	323	388	441	497
	実績値	人/月	284	304	339			
	進捗率	%	106.4	103.6	105.0			
年度末の市内の事業所数		箇所	30	31	33	35	36	38

②地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保や、地域生活に移行するために障害福祉サービス事業所等への同行支援、入所施設や精神科病院への訪問による相談等の支援を行います。

		単位	第４期			第５期		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者	計画値	人/月	12	18	25	8	16	24
	実績値	人/月	3	1	3			
	進捗率	%	25.0	5.6	12.0			
年度末の市内の事業所数		箇所	11	12	12	13	13	13

③地域定着支援

常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、訪問、対応等の支援を行います。

		単位	第４期			第５期		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者	計画値	人/月	15	33	58	30	44	66
	実績値	人/月	9	13	20			
	進捗率	%	60.0	39.4	34.5			
年度末の市内の事業所数		箇所	11	12	12	12	13	14

【相談支援の見込量に対する確保方策】

計画相談支援をすべての対象者に実施できるよう、サービス提供体制の機能の強化に努めるとともに、地域生活への移行者や、計画相談支援が必要な人を把握し、サービス利用の促進に努めます。

また、和歌山県と連携しながら、相談支援従事者研修の受講を促進することで、相談支援専門員の育成及び確保に努めます。

（５）障害児支援

【障害児支援の見込量の設定】

第４期における利用者数の伸びを勘案して今後の利用者を見込み、近年の一人あたりの平均利用量等を踏まえ、事業者に対するヒアリング結果をもとにサービス量を見込みました。

①児童発達支援（福祉型児童発達支援センター＋児童発達支援事業）

就学前の子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

		単位	第４期			第５期		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延利用者	計画値	人日/月	2,517	2,598	2,680	3,157	3,444	3,767
	実績値	人日/月	2,453	2,733	2,951			
	進捗率	%	97.5	105.2	110.1			
実利用者	計画値	人/月	217	224	231	261	288	320
	実績値	人/月	197	224	237			
	進捗率	%	90.8	100.0	102.6			

（ア）福祉型児童発達支援センター

施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設です。

	単位	第４期（実績値）			第５期（計画値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延利用者	人日/月	1,770	1,971	2,066	2,122	2,232	2,348
実利用者	人/月	123	132	136	143	150	158
年度末の市内の事業所数	箇所	5	5	5	5	5	6

（※）医療型児童発達支援が必要な児童についても受け入れる場合があります。

（イ）医療型児童発達支援

就学前の子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状況により治療も行います。

（ウ）児童発達支援事業

専ら利用障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場を実施します。

	単位	第４期（実績値）			第５期（計画値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延利用者	人日/月	683	762	885	1,035	1,212	1,419
実利用者	人/月	74	92	101	118	138	162
年度末の市内の事業所数	箇所	15	21	24	30	37	45

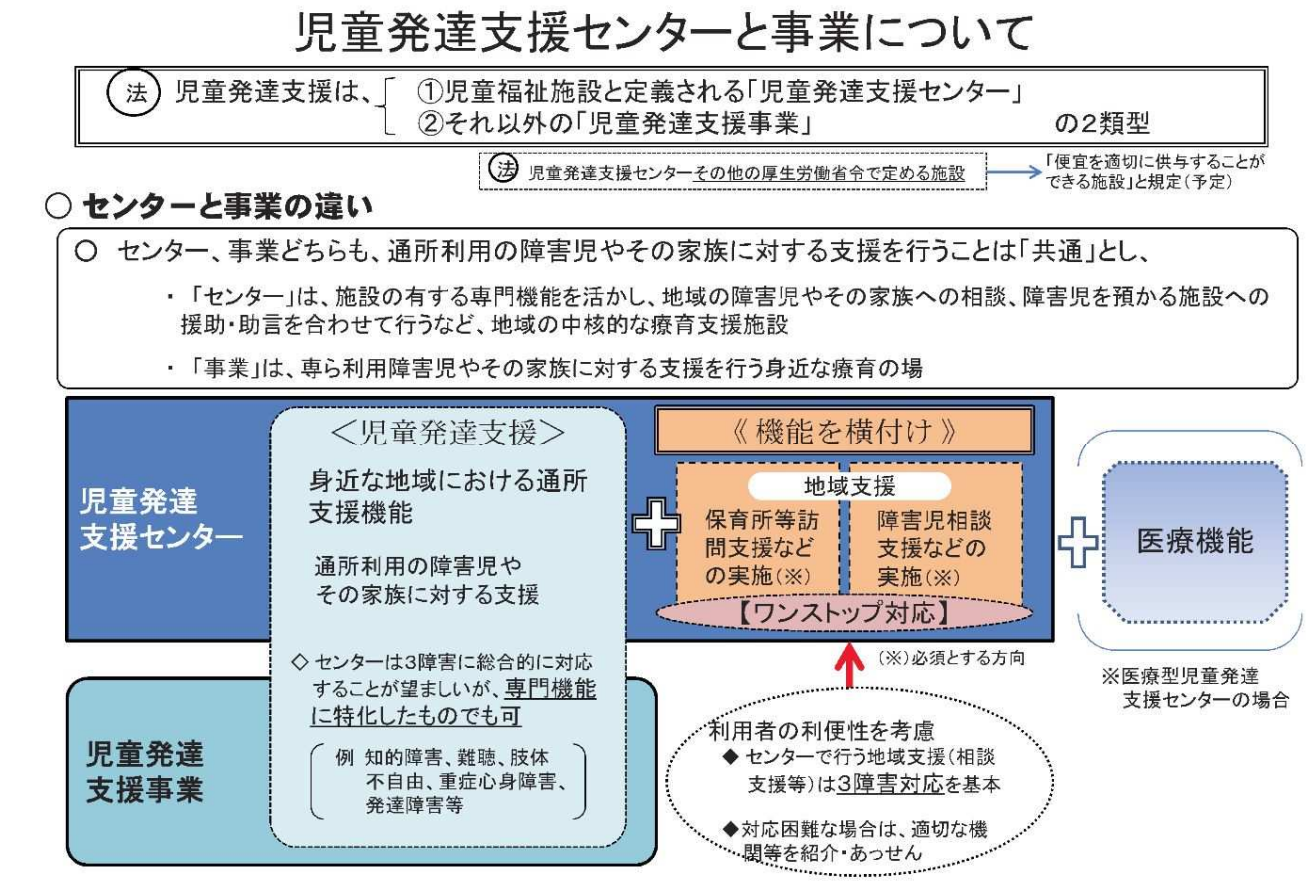

②居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

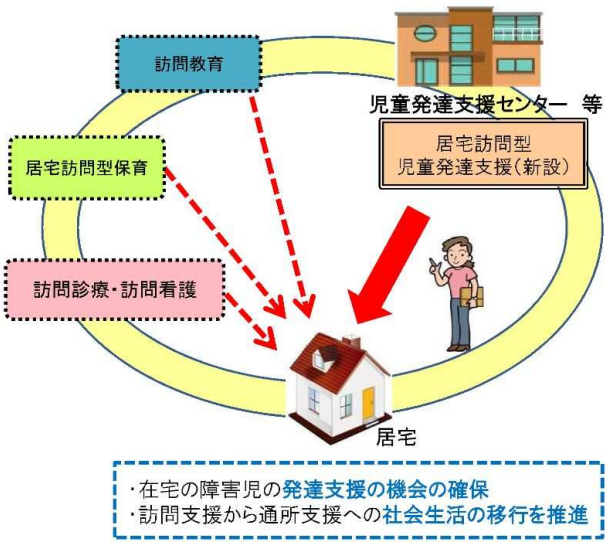

	単位	第５期		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者	人/月	2	10	20
年度末の市内の事業所数	箇所	1	5	10

③放課後等デイサービス

就学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

		単位	第４期			第５期		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延利用者	計画値	人日/月	5,026	5,934	7,004	6,422	7,090	7,828
	実績値	人日/月	4,824	5,484	5,767			
	進捗率	%	96.0	92.4	82.3			
実利用者	計画値	人/月	437	516	609	551	608	672
	実績値	人/月	410	471	499			
	進捗率	%	93.8	91.3	81.9			
年度末の市内の事業所数		箇所	26	36	38	46	57	69

④保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害のある子ども、又は今後利用する予定の障害のある子どもが、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等訪問支援を行います。

		単位	第４期			第５期		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延利用者	計画値	人日/月	17	37	80	15	25	35
	実績値	人日/月	9	8	9			
	進捗率	%	52.9	21.6	11.2			
実利用者	計画値	人/月	17	37	80	15	25	35
	実績値	人/月	8	8	9			
	進捗率	%	47.1	21.6	11.3			
年度末の市内の事業所数		箇所	5	6	10	11	13	15

■保育所等訪問支援の支援対象が拡大されました。

○乳児院、児童養護施設に入所している障害児を対象者として追加

○児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

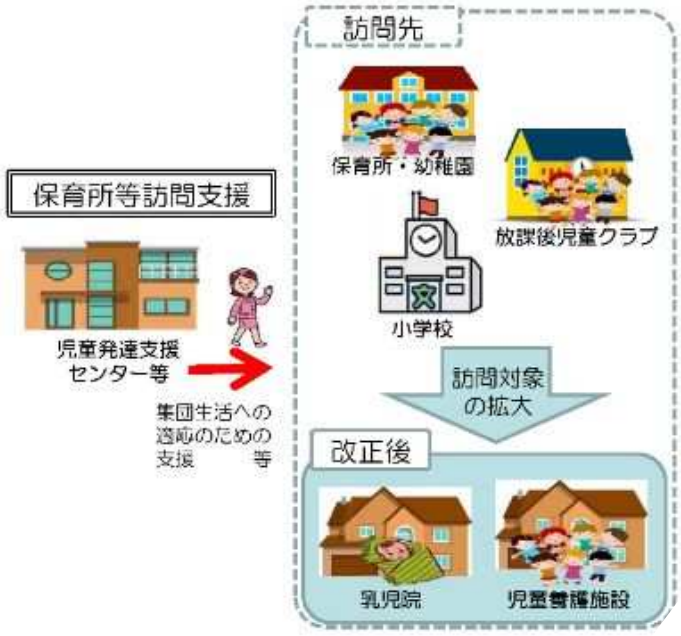

⑤障害児相談支援

障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、障害児支援利用計画を作成します。

		単位	第４期			第５期		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者	計画値	人/月	76	91	109	68	78	89
	実績値	人/月	45	54	59			
	進捗率	%	59.2	59.3	54.1			
年度末の市内の事業所数		箇所	26	28	30	32	35	37

⑥医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

	単位	第５期		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
配置人数	人	0	1	1

⑦障害のある児童の放課後児童クラブへの受け入れ

障害のある児童について、利用の希望がある場合は、受け入れるための支援員の加配や研修の実施等により、可能な限り受け入れに努めます。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受入れクラブ数 （全体）	箇所 （全体）	27 （59）	27 （63）	38 （80）	43 （84）

※資料：和歌山市教育委員会 青少年課　各年度４月 30 日現在

⑧各保育所・認定こども園の保育士への専門職員による巡回指導の実施

障害児の保育・療育向上のため、集団保育が可能な幼児が安心して入所できるよう、専門職員による巡回指導や障害児保育研修を行うとともに、関係機関等との連携を深めながら、障害児保育の充実を図ります。

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数	回数（年２回） （全保育所数・全認定こども園数）	106 （53・－）	122 （54・7）	124 （51・11）	124 （43・19）

※資料：和歌山市保育こども園課　各年度４月１日現在

⑨幼稚園（公立）への訪問指導等の実施

教育活動の充実と特別な支援や配慮の必要な幼児が安心して園生活を送れるよう、教育委員会から訪問による指導や支援を実施しています。また、全幼稚園教員を対象に特別支援教育研修を行うとともに、関係機関等との連携を深めながら、特別支援教育の充実を図ります。

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数	回数（年２回） （幼稚園数）	26 (13)	26 (13)	26 (13)	26 (13)

※資料：和歌山市教育委員会 学校教育課　各年度４月１日現在

【障害児支援の見込量に対する確保方策】

サービス提供事業所と連携しながら、利用ニーズに応じたサービス提供を行うことができるよう、さらなる利用定員の拡大と新たな事業所の参入を促進します。

放課後等デイサービスについては、特別支援学校に通う障害児や地域の学校に通う障害児のうち放課後児童クラブでの受け入れが困難な児童や中学生などが利用しています。現状においても保護者の就労等の事情により、利用ニーズが拡大しています。

今後についても、利用ニーズの拡大が想定されますが、障害児相談支援等により利用ニーズを把握するとともに、他のサービスも組み込んだ障害児本人のための支援計画を作成することにより、適切なサービス提供に努めます。

また、平成 30 年度から新たに始まる居宅訪問型児童発達支援に対する事業所の整備に取り組みます。

３．地域生活支援事業の見込量

（１）必須事業

①理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を行う上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベント等の開催、啓発活動（啓発用パンフレットの作成、自閉症及び発達障害者啓発事業など）を行います。

	第４期（実績）			第５期（計画）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

②自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

	第４期（実績）			第５期（計画）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

③相談支援事業

（ア）障害者相談支援事業

障害がある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報提供及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人達の権利擁護のために必要な援助を行います。

	単位	第４期（実績値）			第５期（計画値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施箇所	箇所	6	6	6	6	6	6

（イ）基幹相談支援センターの業務

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて、総合相談・専門相談をはじめ、地域移行・地域定着、地域の相談支援体制の強化の取組み、権利擁護・虐待防止などの業務を行います。

	単位	第４期（実績値）			第５期（計画値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施箇所	箇所	0	0	0	1	1	1

（ウ）基幹相談支援センター等機能強化事業

市における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を市等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

	単位	第４期（実績値）			第５期（計画値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施箇所	箇所	1	1	1	1	1	1

（エ）住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難で支援が必要な障害のある人について、入居に必要な調整などに関する支援や、家主等への相談・助言などを行い、障害のある人の住宅入居等の支援を行います。

④成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用などの視点から、成年後見制度を利用することが有効と認められる知的障害のある人、精神障害のある人に対し、成年後見制度の活用を支援します。

	単位	第４期（実績値）			第５期（計画値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施者数	人/年	2	2	4	4	5	6

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などに取り組みます。

	第４期（実績）			第５期（計画）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

⑥意思疎通支援事業

意思疎通支援事業とは、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障を来たす障害のある人等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

（ア）手話通訳者・要約筆記者派遣事業

	単位	第４期（実績値）			第５期（計画値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者延派遣数	人日/年	440	416	536	656	776	896
要約筆記者延派遣数	人日/年	162	153	120	130	140	150

（イ）手話通訳者設置事業

	単位	第４期（実績値）			第５期（計画値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実設置数	人	3	5	4	7	7	7

（ウ）代筆・代読ヘルパー派遣事業

	単位	第４期（実績値）			第５期（計画値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者	人/年	－	－	2	5	10	15

⑦日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業とは、重度障害のある人の日常生活上の利便性を高めるため、日常生活用具の給付を行います。

（ア）介護訓練支援用具

	単位	第４期（実績値）			第５期（計画値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
給付件数	件/年	44	36	35	40	43	47

（イ）自立生活支援用具

	単位	第４期（実績値）			第５期（計画値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
給付件数	件/年	227	236	264	282	305	327

（ウ）在宅療養支援用具

	単位	第４期（実績値）			第５期（計画値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
給付件数	件/年	125	123	153	168	185	204

（エ）情報・意思疎通支援用具

	単位	第４期（実績値）			第５期（計画値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
給付件数	件/年	144	121	212	275	356	462

（オ）排泄管理支援用具

	単位	第４期（実績値）			第５期（計画値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
給付件数	件/年	10,153	10,173	10,653	10,915	11,183	11,458

（カ）在宅生活動作補助用具（在宅改修費）

	単位	第４期（実績値）			第５期（計画値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
給付件数	件/年	23	16	26	26	27	29

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

	単位	第４期（実績値）			第５期（計画値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修延受講者	人日/年	0	132	120	125	130	135

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

	単位	第４期（実績値）			第５期（計画値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者	人/年	507	554	587	657	727	804
総利用時間	時間/年	32,840	36,648	40,060	44,334	49,065	54,300

⑩地域活動支援センター事業

障害のある人が地域において充実した日常生活や社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行います。

市内分	単位	第４期（実績値）			第５期（計画値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施箇所	箇所	8	8	8	8	8	8
実利用者	人/年	491	547	548	580	613	649

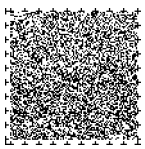

（２）任意事業

①訪問入浴サービス事業

本事業の利用を図らなければ入浴が困難である在宅の身体障害のある人を対象に、地域において身体障害のある人の入浴を支援するため、居宅に訪問し、入浴サービスを提供します。

	単位	第４期（実績値）			第５期（計画値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施箇所	箇所	2	3	3	3	3	3
実利用者	人/年	18	17	15	14	13	11

②生活訓練等事業

日常生活上必要な訓練・指導をはじめ、本人活動支援、精神障害のある人及びその家族等の団体が行う社会復帰に関する情報提供や、精神障害のある人に対するボランティア活動への支援などを行い、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進します。

	単位	第４期（実績値）			第５期（計画値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延利用者	人日/年	896	1,069	1,100	1,100	1,100	1,100

③日中一時支援事業

活動場所が必要な障害のある人等を対象に、活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

	単位	第４期（実績値）			第５期（計画値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施箇所	箇所	8	12	12	13	14	15
実利用者	人/年	114	164	236	316	401	491

④社会参加支援事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増進や交流、障害者スポーツを普及するために教室などを開催することをはじめ、文字による情報入手が困難な障害のある人のために点訳や音訳により、市報を定期的に提供します。また、自動車運転免許の取得や改造にかかる費用の一部を助成するなど、障害のある人への社会参加を促進します。

（ア）スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

	単位	第４期（実績値）			第５期（計画値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者	人/年	135	222	220	220	220	220

（イ）点字・声の広報等発行事業

	単位	第４期（実績値）			第５期（計画値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者	人/年	103	107	113	114	117	121

（ウ）奉仕員養成研修事業

	単位	第４期（実績値）			第５期（計画値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実受講者	人/年	0	28	40	41	42	43

（３）中核市実施事業

①障害児等療育支援事業

在宅の重症心身障害のある子ども（者）、知的障害のある子ども（者）、身体障害のある子どもの地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する都道府県域の療育機能との重層的な連携を行います。

②手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

身体障害者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成研修します。

	単位	第４期（実績値）			第５期（計画値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実受講者（手話通訳者）	人/年	20	17	20	25	25	25
実受講者（要約筆記者）	人/年	10	10	10	10	10	10

③盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成研修します。

	単位	第４期（実績値）			第５期（計画値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実受講者	人/年	13	5	20	20	20	20

④盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

	単位	第４期（実績値）			第５期（計画値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（実績見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
盲ろう者向け通訳・介助員延派遣数	人/年	585	794	900	1,000	1,100	1,200

第４章　計画の推進に向けて

１．庁内の推進体制

本計画は、障害のある人の就労支援や地域生活への移行支援など、福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、労働等、多様な分野にわたる施策の展開が必要との認識のもと策定しました。本計画を着実に進めていくため、和歌山市の関係課をはじめ、関係機関等と連携しながら、計画を推進します。

２．地域の各種団体との連携

障害のある人一人ひとりに応じた自立と社会参加を進めるためには、障害や障害のある人に対する理解や地域の協力が重要となります。そのため、和歌山市だけでなく、市民、社会福祉協議会をはじめ、医療機関等の関係機関、民生委員・児童委員や地域団体、障害者団体、障害者相談員、人権委員、ボランティア団体、サービス提供事業所、企業等と連携しながら、地域への啓発を進め、計画の着実な推進を図ります。

３．国・県等との連携

本計画の推進にあたっては国及び県の動向を踏まえ、適切な施策展開を図ります。また、障害福祉サービス等にかかわる人材の養成などについては県と連携しながら、推進します。

一方、制度や障害支援区分の認定審査などに関する問題点が生じた場合は県を通じて、国へ要望していきます。

４．計画の進行管理

本計画の着実な推進を図るため、計画所管課である障害者支援課において進行状況の取りまとめを行うとともに、必要に応じて和歌山市自立支援協議会から意見を聴取し、計画の評価・点検を行い、一連のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）によって計画の達成をめざします。

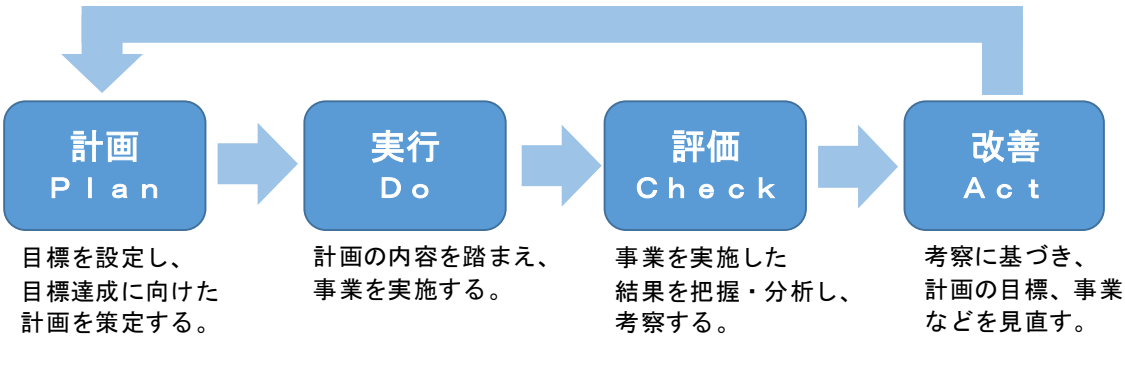

資料編

１．和歌山市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会条例

（設置）

第１条　本市に、障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第３６条第４項の規定に基づき、和歌山市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）障害者基本法第３６条第４項各号に掲げる事務

（２）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８８条第１項に規定する障害福祉計画又は児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３３条の２０第１項に規定する障害児福祉計画の案について調査審議し、市長に意見を述べること。

（３）障害福祉計画及び障害児福祉計画の実施状況の監視

（４）その他障害者基本法第１１条第３項に規定する障害者計画、障害福祉計画又は障害児福祉計画の策定又は変更のために市長が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、委員２０人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）障害者に関する団体が推薦する者

（２）障害者福祉及び医療に関する職務に従事する者

（３）関係行政機関の職員

（４）障害者福祉に関する学識経験を有する者

（５）市民

（６）その他市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、３年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の全員が新たに委嘱された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

２　委員長は、会議の議長となる。

３　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

４　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

（守秘義務）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、福祉局社会福祉部において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

この条例は、平成３０年３月２日から施行する。

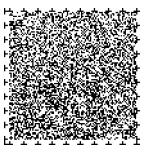

２．和歌山市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会委員名簿

（50 音順・敬称略）

	氏名	ふりがな	役職名等
委　員	稲垣　美千代	いながき　みちよ	市民代表（公募委員）
委　員	岩橋　秀樹	いわはし　ひでき	和歌山市障害児者父母の会会長
委員長	江田　裕介	えだ　ゆうすけ	和歌山大学教育学部教授
委　員	榎本　一之	えのもと　かずゆき	和歌山公共職業安定所所長
委　員	岡田　道子	おかだ　みちこ	ＮＰＯ和歌山市精神障害者家族会「つばさの会」理事長
委　員	小川　勇治	おがわ　ゆうじ	市民代表（公募委員）
委　員	北出　賀江子	きたで　かえこ	和歌山市ボランティア連絡協議会会長
委　員	佐谷　美津子	さたに　みつこ	和歌山市人権委員会連合障害者の人権部会長
委　員	田中　和子	たなか　かずこ	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター所長
委　員	土井　邦夫	どい　くにお	和歌山市手をつなぐ育成会会長
委　員	西本　雉紗子	にしもと　ちさこ	和歌山市民生委員児童委員協議会会長
委　員	丹羽　直子	にわ　なおこ	和歌山市議会厚生委員会委員長
委　員	畠中　常男	はたけなか　つねお	和歌山市身体障害者連盟会長
委　員	古井　克憲	ふるい　かつのり	和歌山大学教育学部准教授
委　員	松﨑　交作	まつざき　こうさく	公益社団法人和歌山県病院協会理事
委　員	宮﨑　孝夫	みやざき　たかお	一般社団法人和歌山市医師会会長
委　員	森田　昌伸	もりた　まさのぶ	和歌山市社会福祉協議会会長
委　員	山本　耕平	やまもと　こうへい	精神障害者社会復帰連絡協議会副会長
委　員	吉森　秀和	よしもり　ひでかず	和歌山市小学校長会代表
委　員	和中　善之	わなか　よしゆき	市民代表（公募委員）

第５期和歌山市障害福祉計画及び第１期和歌山市障害児福祉計画
ともに生き・ともに暮らせるまち　わかやまし

平成 30 年３月発行

編集・発行　和歌山市福祉局社会福祉部障害者支援課
〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地
TEL：073-435-1060　FAX：073-431-2840